

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年3月31日
【事業年度】	第5期(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野公一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町五丁目5番2号511
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 島川 優
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島南町五丁目5番2号511
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 島川 優
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高 (千円)	5, 107	131, 105	209, 480	405, 002	513, 922
経常損失 (△) (千円)	△154, 746	△386, 442	△517, 693	△269, 771	△158, 861
当期純損失 (△) (千円)	△154, 963	△386, 707	△519, 304	△332, 956	△179, 829
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	269, 200	731, 700	731, 700	1, 521, 700	1, 521, 700
発行済株式総数 (株)	1, 944	28, 690	28, 690	44, 490	44, 490
純資産額 (千円)	329, 236	866, 790	358, 615	1, 652, 888	1, 435, 920
総資産額 (千円)	593, 076	1, 080, 847	564, 622	1, 938, 577	1, 622, 375
1 株当たり純資産額 (円)	169, 360. 33	30, 212. 28	12, 499. 66	37, 151. 91	32, 275. 11
1 株当たり配当額 (うち、1 株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	△188, 031. 63	△18, 710. 33	△18, 100. 53	△7, 856. 17	△4, 042. 02
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	55. 5	80. 2	63. 5	85. 3	88. 5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△517, 347	△181, 498	△192, 603
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△15, 635	△86, 383	△66, 228
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△25, 000	1, 521, 701	△50, 000
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	255, 115	1, 509, 014	1, 201, 029
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	15 〔—〕	25 〔2〕	31 〔1〕	32 〔2〕	39 〔3〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 3 当社は、平成15年4月10日設立のため、第1期は平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヶ月間となっております。
- 4 第3期および第4期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。また、第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 7 株価収益率は、当社株式が非上場のため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 8 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 9 当社は平成16年5月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

2 【沿革】

(1) 当社設立の経緯

平成11年4月にオランダの製薬企業 Organon N.V.（現Organon BioSciences N.V.、以下、「N.V. オルガノン」）は、鐘紡株式会社より新薬事業の営業譲渡を受け、この中の研究部門が母体となり、同社の日本法人である日本オルガノン株式会社（以下、「日本オルガノン」）内に医薬研究所が開設されました。当該研究所は、平成13年よりキナーゼ(*)に特化して、新規キナーゼ(*)探索、遺伝子クローニング(*)、キナーゼ(*)の発現、キナーゼ(*)アッセイ(*)系構築を行ってきました。ところがその後、N.V. オルガノンは、主力製品の特許切れにより業績に陰りが見えたため、全世界的なリストラを開始し、その結果、平成14年11月には日本オルガノンの医薬研究所の存続が不透明となったため、当時の日本オルガノンの医薬研究所の幹部である当社創業メンバーは、医薬品のターゲットとしてキナーゼ(*)が高い注目を集めていることから、キナーゼ(*)関連の創薬および創薬支援事業には大きなビジネスチャンスがあると判断し、日本オルガノンから分離・独立してバイオベンチャーを設立することを日本オルガノンおよびN.V. オルガノンに打診し、話し合いの結果、平成15年4月にカルナバイオサイエンス株式会社を設立しました。

(2) 当社社名の由来

当社の社名である「カルナ（Carna）」はローマ神話の「人間の健康を守る女神」です。また「身体の諸器官を働かせる女神」、「人間生活の保護女神」などとも言われています。

当社は生命科学「バイオサイエンス（Bioscience）」を探究することで「人々の生命を守り、健康に貢献することを目指す。」ことを基本理念としています。当社はまさに「カルナ（Carna）」でありたいと思っています。

年月	事項
平成15年 4月	日本オルガノン株式会社をスピンオフし、兵庫県神戸市にキナーゼ(*)に特化した創薬支援事業および創薬事業の展開を目的として、カルナバイオサイエンス株式会社（資本金10百万円）を設立
平成15年 10月 平成16年 6月	神戸国際ビジネスセンター（KIBC）にて業務を開始 Crystal Genomics, Inc.（韓国、以下「クリスタルゲノミクス社」という。）とキナーゼ(*)をターゲットとした新薬候補化合物(*)の創製の共同研究で提携
平成16年 8月	神戸バイオメディカル創造センター（BMA）に研究室（以下、「BMAラボ」という。）を新規開設し、低分子化合物(*)の初期評価を行うための動物実験を開始
平成17年 12月	東洋紡績株式会社とアッセイ(*)用キナーゼタンパク質(*)販売に係る日本国内独占的販売代理店契約を締結
平成18年 2月	SBIバイオテック株式会社（旧 株式会社ギンコバイオメディカル研究所）およびクリスタルゲノミクス社とキナーゼ(*)（Cdc7-ASK）をターゲットとした新薬候補化合物(*)創製の共同研究で提携（第1ステップ）
平成18年 8月	Kinase Detect ApS（デンマーク、以下、「キナーゼディテクト社」という。）と販売代理店契約を締結
平成19年 4月	SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社と新薬候補化合物(*)創製の共同研究に関する第2ステップの契約を締結
平成19年 10月	創薬研究(*)の更なる加速を目的として、神戸健康産業開発センター（HI-DEC）に化学実験施設（以下、「HI-DECラボ」という。）を新規開設
平成19年 10月	OSI Pharmaceuticals, Inc.（米国、以下「OSI社」という。）とリード化合物(*)探索サービスに関する共同事業に係る契約を締結

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

3 【事業の内容】

(1) 事業の背景

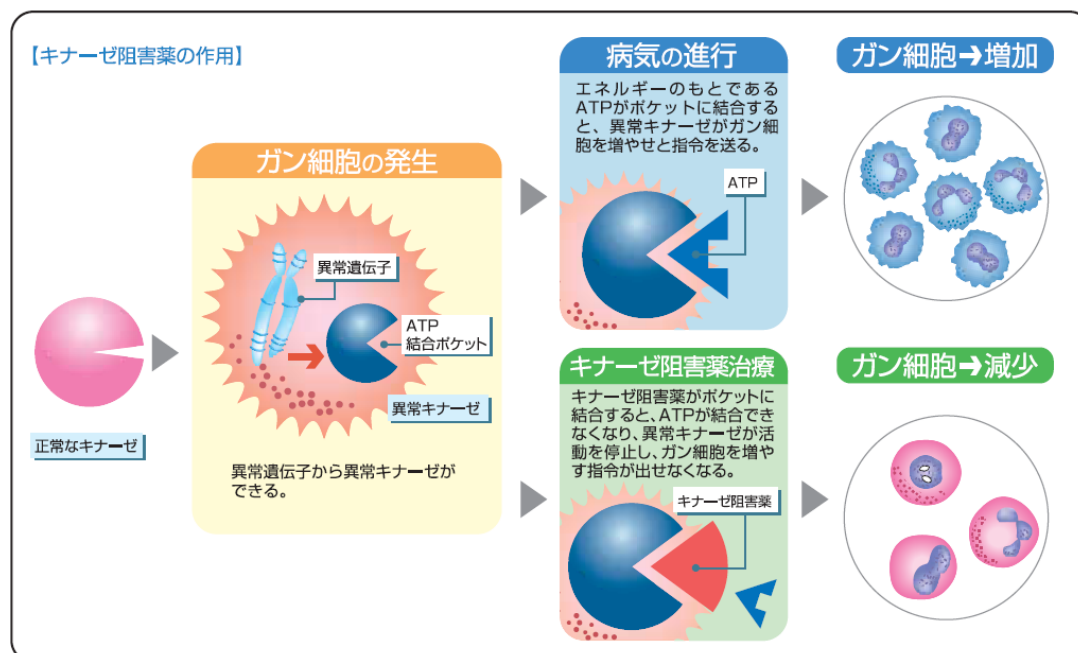
①キナーゼ(*)について

人がガン、炎症、リウマチなどの病気になると、体の中では細胞の異常な増殖、分化が起こっています。この原因と考えられている分子のひとつに、細胞内外の情報伝達をつかさどるキナーゼ(*)と呼ばれる酵素があります。当社は、このキナーゼ(*)に焦点をあてて研究開発を行っております。

②キナーゼ阻害薬(*)の活躍

ガン、炎症、リウマチなどの増殖性疾患では、ある特定の細胞のキナーゼ(*)が異常な増殖や分裂を引き起こしていることが明らかになっていました。しかしながら、キナーゼ(*)は細胞の機能維持において大変重要な働きを担っているため、キナーゼ(*)を阻害する薬は副作用が強いのではないかと懸念されていました。

その流れを変えたのが、平成13年に米国で販売が開始されたBCR-ABLチロシンキナーゼ(*)を阻害する慢性骨髄性白血病治療薬のGleevec®（一般名：Imatinib mesylate、製造販売元：Novartis AG）の成功です。この成功により、特定のキナーゼ(*)のみを抑制する、安全で有効な分子標的治療薬(*)の研究が製薬企業で活発に進められるようになり、その後、Tarceva®（一般名：Erlotinib、製造販売元：OSI社・Genentech, Inc.、EGFRチロシンキナーゼ阻害薬(*)）、Nexavar®（一般名：Sorafenib tosylate、製造販売元：Bayer AG・Onyx Pharmaceuticals, Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬(*)）、Sutent™（一般名：Sunitinib malate、製造販売元：Pfizer Inc、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬(*)）およびSprycel®（一般名：Dasatinib、製造販売元：Bristol-Myers Squibb, Co.、BCR-ABLおよびSRCファミリーチロシンキナーゼのデュアル阻害薬）と続々と大型のキナーゼ阻害薬(*)が誕生しており、これらは効果的でかつ副作用が少ないという特徴をもっています。また、現在では、多数のキナーゼ阻害薬(*)が臨床試験に入っております。



*ATPについては、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾の用語解説をご参照願います。

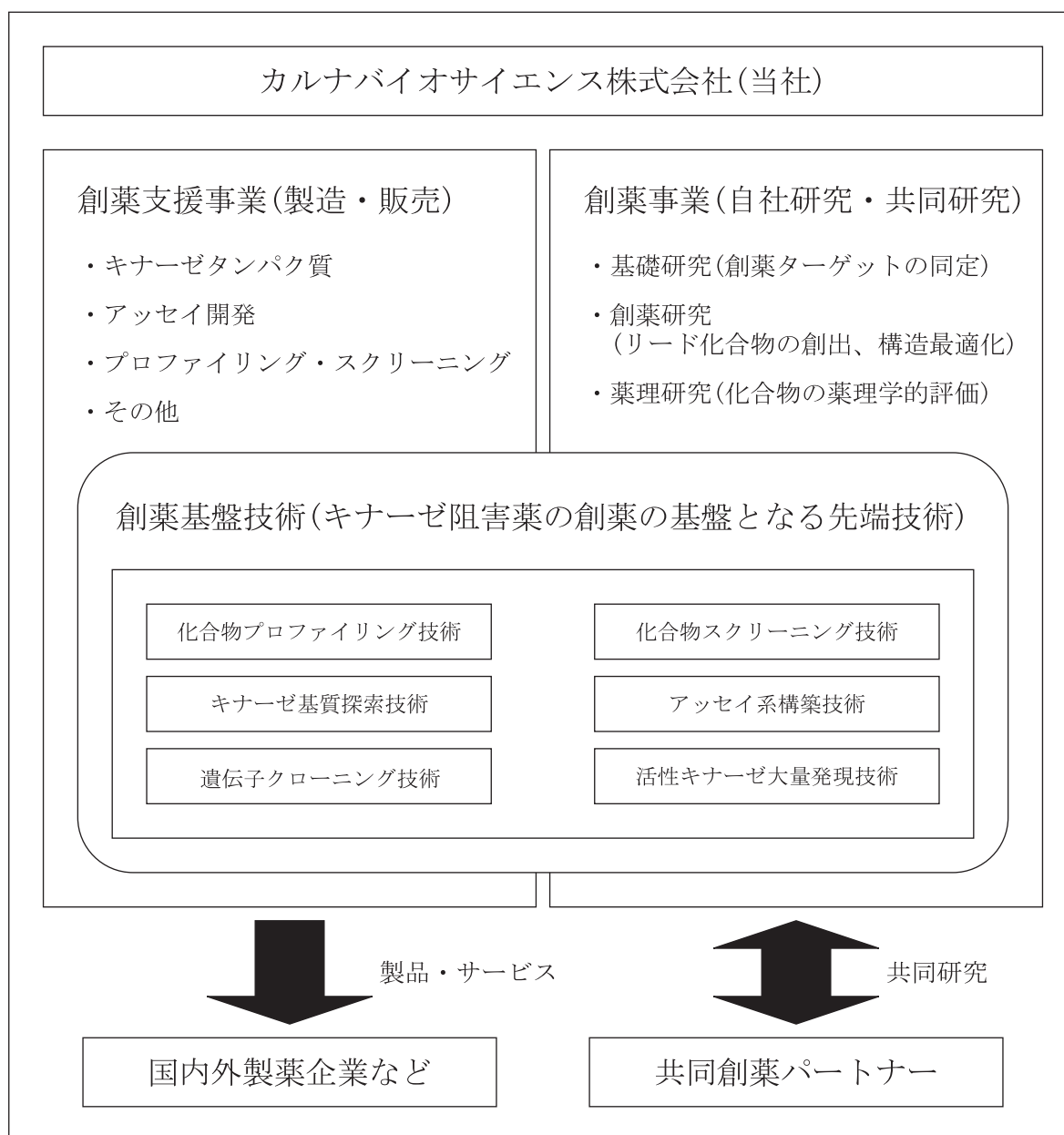
(2) 事業内容

製薬企業が新薬を研究・開発し、その有効性・安全性を確かめて医薬品として承認申請を行い、国の許可を得るまでの過程を「創薬」といいます。当社は、この「創薬」の中でも特にキナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、創薬支援事業および創薬事業を手掛けております。

創薬支援事業においては、当社は、製薬企業等が創薬研究において行うキナーゼ阻害薬(*)候補化合物の評価(プロファイリング(*)・スクリーニング(*))に用いるキナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)キットやアッセイ(*)系を開発・提供し、さらに、製薬企業等に対して当該化合物(*)の阻害活性の評価業務を受託するサービスであるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)を提供しております。

創薬事業では、自社および共同でキナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)を行っております。

当社の事業内容の系統図は以下の通りです。



①創薬支援事業

当社は製薬企業に対して、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発プロセスにおいて必須となる「創薬基盤技術」を提供し、製薬企業の創薬を支援しております。特に当社は、新薬の研究開発プロセスの前臨床試験に入る前に行う創薬研究(*)段階(新薬候補となる新規物質の創製および絞り込み)に焦点を当て、製薬企業におけるキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に係るコスト圧縮や期間短縮ならびに副作用の少ない新薬の開発に貢献しております。

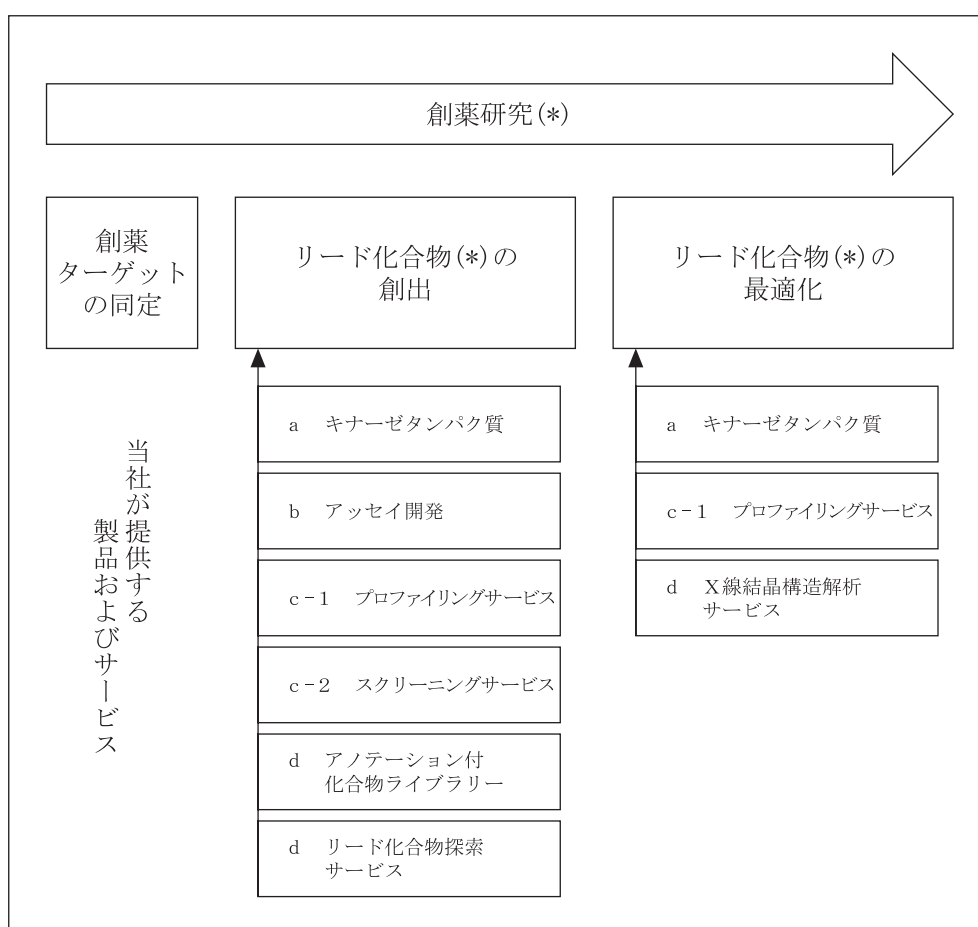
キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行うプロセスは、1) 創薬ターゲットの同定、2) リード化合物(*)の創出、3) リード化合物の最適化(*)といった段階を経て、前臨床試験およびその後の臨床試験へと進みますが、当社の創薬支援事業においては、前述の1)、2)、3)において必須となる以下を提供しております。

- a. キナーゼタンパク質(*)
- b. アッセイ(*) 開発
- c. プロファイリング(*)・スクリーニング(*) サービス
- d. その他 (X線結晶構造解析(*)サービス、アノテーション(*)付化合物(*)ライブラリー
およびリード化合物(*)探索サービス)

製薬企業が創薬競争に勝つためには、他社に先駆けて新薬を開発することが重要な鍵であり、このため、製薬企業は外部のリソースを積極的に活用して、創薬のスピードアップを図っております。このことから、製薬企業のアッセイ(*)系構築、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)、X線結晶構造解析(*)に対するアウトソースの需要は年々増加しており、今後、益々アウトソースする製薬企業が増えると当社は予想しております。

特に、プロファイリング(*)は、特定のキナーゼ(*)のみを阻害することを確認するためのサービスであり、これは効果的で且つ副作用を抑えたキナーゼ阻害薬(*)を開発する鍵となるため、「キナーゼパネル(*)プロファイリング(*)トレンド2004」(HTStec Limited.)の調査結果でも、製薬企業はより多くの種類のキナーゼ(*)についてプロファイリング(*)の実施を希望していることが報告されており、当社が提供するキナーゼタンパク質(*)およびプロファイリング(*)に対する需要が高いことが窺えます。

<前臨床試験に入るまでの新薬の研究開発プロセスおよび当社創薬支援事業の事業領域>



a. キナーゼタンパク質(*)

当社は、平成19年12月末時点で277種類のキナーゼタンパク質(*) (活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く) を製品化することに成功し、主に製薬企業向けに販売しております。具体的には、スクリーニング(*) 用グレードおよび結晶化用の高純度グレードキナーゼタンパク質(*)を取り揃えており、少量 (5μg) から大量 (mgレベル) まで幅広く供給できる体制を整えています。

平成19年12月末現在、89種類のチロシンキナーゼ(*) (うち9種類は活性ミュータントキナーゼ(*))、199種類のセリン/スレオニンキナーゼ(*) (うち2種類は活性ミュータントキナーゼ(*))、7種類の非活性キナーゼ(*)、7種類の非活性ミュータントキナーゼ(*) について、キナーゼタンパク質(*)の販売を行っております。

当社は、製品およびサービスの充実を図るため、キナーゼタンパク質(*)を順次作製し、今後、500種類以上あると言われているキナーゼ(*)をすべて揃えることを目指しております。

b. アッセイ(*)開発

当社は、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼ(*)の発現、基質(*)探索およびアッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有しており、これにより平成19年12月末時点で256種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に対応できる体制を擁しております。平成15年にヒトゲノムが解読され、これによって簡単に人の遺伝子を取れるようになったと一般的には考えられますが、遺伝子を正しい配列で取ってくることは相当な経験とノウハウが必要となります。また高い活性を有するキナーゼ(*)を取得するには、組換えタンパク質の構造、発現細胞の選択およびその培養方法、キナーゼ(*)の高純度精製技術などがノウハウとして必要となります。キナーゼ(*)の活性を測るために必要な基質(*)についても、当社が保有する基質(*)ライブラリーを用い、個々のキナーゼ(*)に対する基質(*)を探索した結果が蓄積されています。

当社が行なうアッセイ(*)開発は、当社で作製したキナーゼタンパク質(*)、それに適合した基質(*)、アッセイ(*)バッファー (希釈液) およびプロトコル (手順書) を一式にしたキナーゼ(*)活性測定キット (アッセイ(*)キット) の販売と、顧客の要望に応じてオーダーメイドでアッセイ(*)系を構築するサービスから構成されております。

c-1. プロファイリング(*) サービス

リード化合物の最適化(*) の段階では、副作用の少ない新薬を開発するために正常な他のキナーゼ(*) に影響を与えず、目的とする特定のキナーゼ(*) のみを阻害する化合物(*) を見つけ出すことが鍵となります。そのためには、より多くのキナーゼ(*) に対し、網羅的に阻害活性を測定する方法（プロファイリング(*) ）が最適の方法と考えられます。

当社はガンおよび炎症に影響を与えていると言われているキナーゼ(*) の多くを保有しており、平成19年12月末時点で、チロシンキナーゼ(*) 88種類、セリン/スレオニンキナーゼ(*) 168種類についてプロファイリングが可能であり、チロシンキナーゼ(*) に関してほぼ網羅的にプロファイリング(*) を行うことができます。その結果、顧客である製薬企業は選択性の高い化合物(*) を見つけることが可能となります。顧客のニーズに合わせて、顧客がキナーゼ(*) の種類を選ぶ手間を省くためQuickScout®パネル（MAPKカスケードのキナーゼ(*) 30種類をあらかじめ選択したプロファイリングパネル(*) ）を用意しています。顧客より化合物(*) を預かり、キナーゼ(*) に対する阻害率の測定、50%阻害濃度（IC₅₀値）の測定を行い、結果を報告するサービスを展開しております。当社のサービスを利用することで、顧客は網羅的なプロファイリング(*) が可能となり、顧客にとっては副作用の少ない新薬開発のための時間とコストを削減することが可能となります。

当社は、プロファイリング(*) および後述のスクリーニング(*) を行うためにCaliper Life Sciences, Inc（米国、以下、「キャリパーライフサイエンス社」という。）のアッセイ(*) 機器（LabChip3000）を使用しております。

c-2. スクリーニング(*) サービス

スクリーニング(*) とは、当社が顧客から化合物(*) を預かり、当社にて構築したアッセイ(*) 系を用いて特定のキナーゼ(*) に対するスクリーニング(*) を実施した結果を報告するサービスです。特に、数十万化合物(*) の中からヒット化合物(*) を探索する過程で用いられる大規模アッセイ(*) （ハイスループットスクリーニング（HTS）(*) ）を効率的に実施するためには、試薬を混ぜるだけで反応が検出できるホモジニアス(*) なアッセイ(*) 系構築のノウハウが必要です。また、キナーゼ(*) の活性測定に用いられることが多い放射性同位体(*) を使わないということも環境面で重要です。

当社は、遺伝子クローニング(*) 、活性のあるキナーゼタンパク質(*) 発現、基質(*) 探索、アッセイ(*) 系構築に関するノウハウを保有し、平成19年12月末時点で256種類のキナーゼ(*) のアッセイ(*) 系の構築に成功しており、これらアッセイ(*) 系を用いて顧客から預かった化合物(*) のキナーゼ(*) に対するスクリーニング(*) 結果を報告するスクリーニング(*) サービスを提供しております。また、当社で構築するアッセイ(*) 系は環境面を考慮して、ホモジニアス(*) で且つ放射性同位体(*) を使わないアッセイ(*) 系を複数のプラットフォーム(*) （Mobility shift assay法(*)、TR-FRET法(*)、IMAP™法(*)等）で構築し、スクリーニング(*) を実施しております。

d. その他

(a) X線結晶構造解析(*) サービス

当社は平成16年10月にクリスタルゲノミクス社と独占的販売契約を締結し、同社が行うX線結晶構造解析(*) サービスを当社を通じて顧客に提供しております。

X線結晶構造解析(*) は、タンパク質の3次元構造に基づいて化合物(*) とタンパク質の相互作用様式を明確にし、リード化合物(*) を前臨床化合物(*) へ進める最適化のプロセスをコンピューターを用いて合理的に行うSBDD（ストラクチャー・ベース・ドラッグ・デザイン）(*) において非常に有効であるため、当社はキナーゼ(*) を結晶化するサービス、あるいは製薬企業が持つ新薬候補化合物(*) とキナーゼ(*) を合わせて結晶化（共結晶(*) 化）し、その結合状態を調べるサービスを提供しております。

(b) アノテーション(*)付化合物(*)ライブラリー

ChemDiv, Inc. (米国、以下、「ケムディブ社」という。) が保有するキナーゼ(*)フォーカス化合物(*)ライブラリーに当社が提供するキナーゼ(*)のアッセイ(*)情報 (アノテーション(*)) を付加したアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーを製薬企業に販売しております。

(c) その他 (リード化合物(*)探索サービス)

当社はOSI社とリード化合物(*)探索サービス (キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス) を共同で展開するにあたり、平成19年10月に共同事業に係る契約 (COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT) を締結し、リード化合物(*)の取得を望む製薬企業に対して本サービスを提供します。

創薬支援事業は、創薬事業を行なうための基盤技術を整備する事業でもあります。すなわち、キナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)等の創薬基盤技術は、キナーゼ阻害薬(*)の創薬に必要不可欠であり、これらの技術力の高さは創薬能力の高さに繋がります。

② 創薬事業

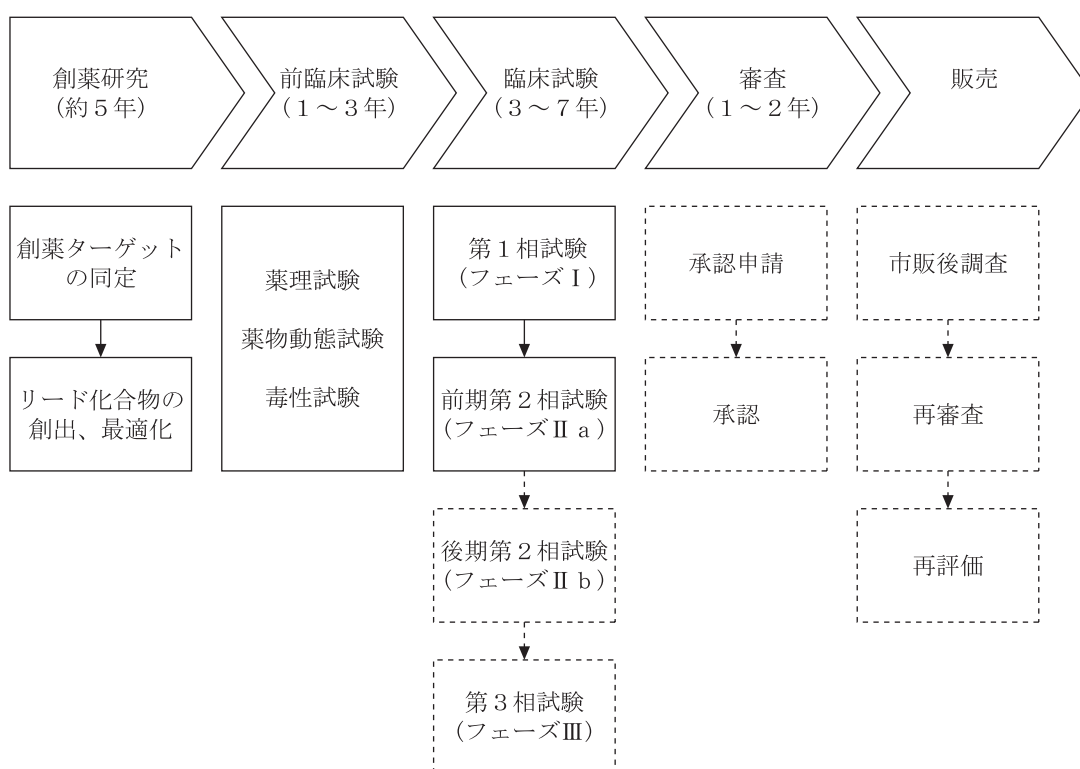
a. キナーゼ阻害薬(*)研究

当社は創薬事業として、自社プロジェクトに加え、国内外企業および大学とキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行っております。当社は前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）までの研究開発を行うことを創薬の基本方針としており、膨大なコストと開発中止のリスクが高い後期第2相臨床試験（フェーズⅡb）以降の段階は手掛けず、それ以前のいずれかの段階で製薬企業へ導出するモデルのもと、創薬事業を行っております。つまり、当社は、前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）までのいずれかの段階までに創製した新薬候補化合物(*)を製薬企業に導出することによって、ライセンス契約締結時に契約一時金、各試験に入る時、承認申請時、承認取得時等にライセンス契約に基づくマイルストーン収入、新薬の上市后、新薬の売上や正味売上高に対する一定の割合をロイヤリティー収入として受取る収益モデルを想定しております。

なお、当社創薬事業における進捗としましては、これまでの研究開発活動によって複数のリード化合物(*)の創出に至っており、その最適化に係る研究を実施している段階であります。

b. 新薬の研究開発プロセスについて

＜新薬の研究開発プロセスおよび一般的な期間＞



※ 当社の創薬事業は、上表の実線部分を手掛けることを基本方針としております。

(a) 創薬研究(*)

創薬研究(*)の初期では、疾患に関連すると予想される遺伝子やタンパク質を探索する基礎研究を行います。基礎研究で創薬のターゲットとなりうることが確認されれば、そのターゲットに対してハイスループットスクリーニング (HTS) (*)を実施し、リード化合物(*)の創出研究をします。見出されたリード化合物(*)は、試験管内でのターゲットに対する効果や疾患モデル動物の治療効果を評価し、化合物(*)構造を最適化していきます。このとき、経口吸収性、体内での安定性、蓄積性などを評価する探索薬物動態研究も実施し、ターゲットへの効果だけでなく薬としての特性も同時に高めていきます。

(b) 前臨床試験

臨床試験を開始する前に、新薬候補化合物(*)を動物に投与して薬効と安全性を確認する必要があります。医薬品の承認申請に必要な前臨床試験は大きく薬理試験、薬物動態試験、毒性試験の3種類に分類されます。薬理試験では、創薬研究(*)で行った薬理研究をさらに詳細に検討する薬効薬理試験のほか、厚生労働省のガイドラインに沿って安全性を評価する副次的薬理(一般薬理)・安全性薬理試験を実施します。薬物動態試験、毒性試験も厚生労働省のガイドラインに準拠した形で実施され、新薬候補化合物(*)が臨床試験に入れるか否かが判断されます。

(c) 臨床試験

前臨床試験で薬効と安全性が認められた薬剤は、実際にヒトに投与され、主作用と副作用が検討されます。

第1相試験(フェーズⅠ)は、同意を得た少数の健康な男性に薬剤を投与し、まず薬効よりも安全性や薬物の体内動態を確認します。

第2相試験は、前期(フェーズⅡa)および後期(フェーズⅡb)に分かれ、前期では同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、どのような病気や病態に効果があるかを調べます。当社ではここまでの開発を行い、新薬候補化合物(*)の安全性、体内動態を確認後、製薬企業へ導出する方針です。後期では、同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、投与量や投与方法の違いによる効果の比較検討も行います。

第3相試験(フェーズⅢ)は、大規模臨床試験とも呼ばれ、数百人から数千人の患者に薬剤を投与し、既存薬と比較して薬剤の効能と副作用を詳細に検討します。

③同一の創薬基盤技術で顧客の創薬研究の支援と自社の創薬研究を行うことについて

当社の創薬研究(*)は、顧客への創薬支援事業の基盤ともなっている創薬基盤技術を活用して進められます。創薬基盤技術そのものは、実験による評価システム、即ち「高品質なキナーゼ(*)を用いた、正確な実験による測定」を意味しますので、顧客の創薬研究(*)も、当社の創薬研究も、等しく便益を享受することには利益相反がありません。

しかしながら、一つの会社の中に自社の知的財産を創造する機能と、他社の知的財産の創造を支援する機能が共存していることは、顧客に対して顧客情報の秘匿性の確保についての懸念を与えかねません。

当社はプロファイリング(*)サービスの委託契約において、顧客からの委託を受けて行ったプロファイリング(*)の結果を用いた顧客の研究成果について、全て顧客に帰属する旨の契約を締結するとすると共に、顧客のデータを暗号化するなどして、社内においても全ての顧客情報の秘匿性を確保しており、情報セキュリティの確保に努めております。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年12月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
39 [3]	37.2	2.7	5,849

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数は平成18年12月31日現在の32名から7名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う中途採用によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、企業収益が高水準で推移している中、設備投資が増加基調にあり、良好な雇用環境や底堅い個人消費に支えられ、景気は緩やかな拡大を続けました。

このような状況下、当社はキナーゼ創薬に係る創薬基盤技術を核とした創薬支援事業ならびに創薬事業を積極的に進めてまいりました。

創薬支援事業については、高品質で競争力のある製品・サービスの研究開発を進め、また、積極的な営業活動に努めた結果、大手製薬企業等へのキナーゼタンパク質の販売が下支えとなり、またスクリーニング・プロファイリングが堅調に推移しました。

創薬事業については、他社とのキナーゼ阻害薬に係る共同研究プロジェクト等が計画通り進捗し、将来のライセンスアウトによる売上・収益を獲得するための先行投資となる研究開発投資を行ないました。

以上の結果、売上高は513,922千円（前期比26.9%増）となりました。地域別の売上としましては、国内売上高は356,960千円、輸出売上高は156,962千円となりました。新規キナーゼの開発や共同創薬および自社創薬に係る積極的な研究開発活動に伴う研究開発費支出が嵩み、経常損失158,861千円（前期比41.1%減）、当期純損失179,829千円（前期比46.0%減）となりましたが、売上の増加や経営の効率化により前事業年度に比べて赤字額が縮小する結果となりました。

各事業別の業績は次のとおりです。

①創薬支援事業

キナーゼタンパク質(*)の販売、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供、その他（X線結晶構造解析(*)サービスの提供およびアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーの販売）により、創薬支援事業の売上高は485,695千円（前期比35.9%増）となりました。

売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売251,021千円、アッセイ(*)開発75,018千円、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供122,030千円、その他（X線結晶構造解析(*)サービスおよびアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリー）37,625千円であります。

②創薬事業

SBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入により、売上高は28,227千円（前期比40.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により192,603千円、投資活動により66,228千円、財務活動により50,000千円それぞれ減少した結果、前事業年度末に比べ307,984千円減少し、当事業年度末残高は、1,201,029千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー) (前年同期は181,498千円の資金の減少)

営業活動により使用した資金は、192,603千円となりました。これは主に税引前当期純損失、前受金の減少および売上債権の増加と減価償却費の計上の差し引きによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー) (前年同期は86,383千円の資金の減少)

投資活動により使用した資金は、66,228千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー) (前年同期は1,521,701千円の資金の増加)

財務活動により使用した資金は、50,000千円となりました。これは長期借入金の返済による支出によるものです。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業		
キナーゼタンパク質	797,468	443.6
アッセイ開発	75,018	124.2
プロファイリング・ スクリーニングサービス	122,030	133.8
合計	994,516	300.1

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 創薬事業については、当事業年度において生産を行っていないため記載しておりません。

4. 上記生産のための材料仕入における仕入先別の仕入実績及び当該仕入実績の総仕入実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
	仕入高(千円)	割合(%)	仕入高(千円)	割合(%)
八洲薬品(株)	2,063	28.2	4,847	38.9
ナカライテスク(株)	1,106	15.1	1,918	15.4
日本モレキュラーデ バイス(株)	1,881	25.7	1,859	14.9
(株)アズバイオ	1,206	16.5	1,404	11.3

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度			
	(自 平成19年1月1日			
	至 平成19年12月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
創薬支援事業				
キナーゼタンパク質	239,179	167.6	3,838	24.5
アッセイ開発	81,665	150.5	8,130	57.3
プロファイリング・ スクリーニングサービス	120,598	131.4	1,922	548.5
その他	37,625	57.3	—	—
合計	479,069	135.1	13,891	67.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 創薬事業については、当事業年度において受注高および受注残高がないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業	485,695	135.9
キナーゼタンパク質	251,021	179.1
アッセイ開発	75,018	124.2
プロファイリング・ スクリーニングサービス	122,030	133.8
その他	37,625	57.3
創薬事業	28,227	59.4
合計	513,922	126.9

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
万有製薬㈱	—	—	85,251	16.6

(注) 前事業年度における万有製薬㈱については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 最近2事業年度の主要な輸出先、輸出販売高及び割合は、次のとおりであります。

()内は総販売実績に対する輸出販売高の割合であります。

輸出先	前事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
北米	60,016	62.2	103,187	65.7
ヨーロッパ	33,279	34.5	42,993	27.4
その他	3,134	3.3	10,781	6.9
合計	96,430 (23.8%)	100.0	156,962 (30.5%)	100.0

3 【対処すべき課題】

(1) 会社としての課題

業績の黒字化について

当社は創業以来、売上を伸ばしてまいりましたが、経常損益は赤字が連続しており、全社業績の黒字化が、最優先課題であると認識しております。このため、創薬支援事業の売上を更に伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物(*)を製薬企業に導出することで当該事業の業績改善を図り、早期の全社業績の黒字化を目指してまいります。

(2) 事業別課題

①研究開発・創薬

(創薬支援事業)

当社は、キナーゼタンパク質(*)の品揃えが平成19年12月末現在で277種類（活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く）となり、200種類を超えるキナーゼタンパク質(*)を取り扱う先発企業（2社）と十分競争できる体制が整ってきましたが、今後、海外顧客を新規に獲得するためには、更に多くのキナーゼタンパク質(*)ならびにプロファイリング(*)サービスの品揃えを用意することが現在の課題であると認識しております。このため、当社は、これらの品揃えの強化に重点を置いて研究開発を進めてまいります。

また、当社はキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法（アッセイ(*)条件）などの技術的ノウハウの社内蓄積をさらに進め、効率的な製品の生産と製品レベルの一層の向上を図ることが課題であると認識しております。

(創薬事業)

キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を早期に創製し、創薬に係る収益基盤の早期安定化を図ることが課題です。平成19年6月中間期に化学合成部門を設置し、自社で候補化合物の最適化を行えるようになりました。今後、当社が保有する創薬基盤技術をフルに活用し、リード化合物(*)の同定やその最適化など、積極的に創薬研究(*)を行ってまいります。

②事業開発

キナーゼ(*)に関わる多様な技術を保有する当社と他の企業や研究機関などとの協業による新たな製品・サービスの開発、さらに当社の研究開発の成果に更なる付加価値をもたらすような事業機会を増やすことが課題です。そのために社外の様々なネットワークを駆使した新たな提携関係の構築や既存提携先との関係強化を推進してまいります。

③生産体制

顧客・販売先の増加に備え、キナーゼタンパク質(*)の大量生産体制の確立、プロファイリング(*)サービスの処理能力増強を図るとともに、キナーゼタンパク質(*)の品質（活性・純度）を向上し、さらに海外顧客の求める期日までに納品できる体制を確固たるものにすることが課題です。そのために顧客の視点に立った改善および体制強化を推し進めてまいります。

④販売体制

当社の顧客企業は、国内外市場において、製薬企業を中心に拡大し、売上高も対前年度比で連続して拡大しております。今後は、国内に比べ市場開拓の余地の大きな海外市場でのポジションを確固たるものにすることが課題です。このため、今後は、プラットフォーム(*)提供会社との提携強化や物流拠点を新たに海外に設置することも視野に入れ、様々なアプローチにより、海外顧客に対するサービスレベルを向上させることで新規顧客の開拓および売上の拡大に努めてまいります。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。なお当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスクおよび本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の事業に関するリスクについて

①創薬支援事業

a. キナーゼ阻害薬(*)に特化するリスク

当社の創薬支援事業は、主としてキナーゼ(*)を対象商品としているため、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を進める製薬企業の減少により、当社の事業方針の変更を余儀なくされる可能性、または当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の予想どおりキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に関連したアウトソースの市場が拡大しない場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 競合リスク

競合他社がキナーゼタンパク質(*)の提供種類を増やし、当社のみが販売している商品の数が減少または無くなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴う価格競争により業績が悪化する場合があります。

競合他社が画期的な技術で先行した場合、当社事業の優位性は低下する可能性があります。また、これらの競争に巻き込まれ、当社事業展開において当社が想定する以上の資金が必要となる可能性もあります。

創薬スピードが年々速まっており、当社は積極的な研究開発投資、優れた技術をもつ企業との提携、最先端技術への対応を進めていますが、その対応が遅れた場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

c. パートナーに影響されるリスク

当社のアライアンス先と当社事業の事業シナジーを創出するには、技術面での補完関係を前提としますが、双方の技術開発の進捗に大きな差が生じた場合、当社製品・サービスの開発が遅れ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。キャリパーライフサイエンス社の経営不振または経営方針の変更により、当社がプロファイリングサービスを行うに当たって使用する同社が製造する機器(LabChip3000)の整備や使用するチップの購入に支障が生じる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該機器と同等の機能を持った代替機がないため、機器の製造中止や保守が困難な場合、もしくは、測定部品の供給がされない場合は、当社の業績に影響を及ぼすことがあります。

d. 契約リスク

「5 経営上の重要な契約」に記載のとおり、OSI社と平成19年10月に締結した「COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT（共同サービス契約）」には一定の場合における解除事由等が定められており、OSI社側から当該解除の申し出があった場合や、更新拒絶、その他何らかの理由により契約の終了等が生じた場合には、当社の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、「5 経営上の重要な契約」に記載のとおり、当社は東洋紡績株式会社とアッセイ(*)用キナーゼタンパク質(*)製品の販売に係る契約を締結しておりますが、同社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本契約が解除、その他の理由で終了した場合、同社が販売経路を有する大学および公的研究機関等の売上が減少する可能性があります。さらに、本契約において同社に対してアッセイ(*)用キナーゼタンパク質(*)製品の日本国内における独占販売権を付与（但し、同契約が定める特定の顧客向けの東洋紡績株式会社による販売は小口包装品（5 μ g）に限られております。）していることから、当社は日本国内において他企業と同契約に抵触する内容の販売代理店契約を締結できません。

e. 代替設備を利用する場合のリスク

X線結晶構造解析(*)サービスにおいて、何らかの理由により、韓国の放射光施設を利用できない場合、顧客へのサービス提供に遅れが生じる可能性があります、その場合には売上計上時期の遅れや顧客を逃すことで、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

f. 製薬企業の研究部門を顧客とするリスク

当社は製薬企業の研究部門を顧客とします。製薬企業の創薬研究は、秘匿性が高く、その進捗により研究テーマ自体の変更が起こり得るなど不確定要素が多いため、当該進捗状況により、予定通り当社に対しての発注が行われない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。特に欧米の製薬企業は日本の製薬企業と比較して研究テーマが多いことから、市場規模が大きい反面、個々の製薬企業の創薬研究において大きな変化が生じる可能性があります、その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

②創薬事業

a. キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物の導出に関するリスク

予定よりも早い段階でキナーゼ阻害薬の候補化合物を導出する場合（例えば前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）での導出を計画していたが、第1相臨床試験（フェーズⅠ）での導出を行った場合）、契約締結時に受領する契約一時金の金額が予定額より変更され、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、候補化合物の導出には、導出先の製薬企業と諸条件について取り決めたうえ、契約を締結する必要があるため、双方の条件に隔たりがあり、当社の想定どおりに契約が締結できない場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 創薬支援事業と創薬事業を同時に手掛ける事業展開に関するリスク

当社は創薬支援事業と創薬事業を同時に手がける事業展開により、創薬支援事業で売上を立てながら、支出の先行する創薬事業を進めておりますが、創薬支援事業における収益の確保が計画通りに行えない場合は、創薬事業に関する事業方針の変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動について

①研究開発の進捗リスク

当社の創薬支援事業および創薬事業における研究開発が予定通り進捗しない場合、あるいは、既開発のキナーゼが増えるに従い新規キナーゼの開発が困難となるため、計画通りに新たな製品開発を行うことができない可能性があります。その場合、当社の事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②大学および公的研究機関との共同研究リスク

当社は、大学の研究者（教授）との間でアドバイザーとしての研究顧問契約を締結しておりますが、当該研究者は、大学教授と当社研究顧問の兼業を行っていることから、当社としましては、利益相反等の行為が発生しないように法的規制等を遵守してまいります。当社は、当該研究者との研究顧問契約を継続してゆく考えであります。法令改正等、何らかの事情により当該契約が解消された場合、助言・指導が受けられなくなり、当社の事業活動に支障をきたす可能性があります。また、大学との共同研究についても、当社の想定通り進捗しない可能性があります。

(3) クリスタルゲノミクス社との関係について

①クリスタルゲノミクス社との共同研究契約に関するリスク

「5 経営上の重要な契約」に記載のとおり、契約期間中、第三者との間において本契約が定めるターゲットについて同様の研究を行わないこととされていることから、契約が定めるターゲットに関する他企業との共同研究の機会を失う恐れがあります。

また、クリスタルゲノミクス社とは、「5 経営上の重要な契約」に記載のとおり、当社との2社による共同研究だけでなく、SBIバイオテック株式会社を含む3社による共同研究も進めておりますが、本共同研究は当社の想定どおりに進捗する保証は無いため、将来当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本共同研究契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社の事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②クリスタルゲノミクス社との販売提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社の経営不振または経営方針の変更により、同社から共結晶(*)構造解析データが提供されない場合、同社からX線結晶構造解析(*)データが提供されない場合、化合物(*)の構造により共結晶(*)を取得することが困難な場合、化合物(*)の構造によりキナーゼ(*)の結晶構造を取得することが困難な場合、顧客への解析データの提供が納期に間に合わない場合、また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本販売提携に係る契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

③クリスタルゲノミクス社との資本提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社が経営破綻した場合、または同社株式が大きく下落した場合、当社の業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、同社への出資は外貨（ウォン）で行われているため、ウォンが将来、円に対して大きく変動した場合、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

（４）社内体制について

①小規模であることの人材リスク

限られた人材の中で、業務執行上、取締役および従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分があり、取締役および従業員の退職により当社の業務に影響が出る可能性があります。また、人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

②事業拡大に伴う人材確保のリスク

今後、当社が事業を積極的に展開する上で、優秀な人材を確保することが重要なファクターであります。人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

（５）経営成績

①社歴が浅いことについて

当社は平成15年4月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績および財政状態だけでは、今後の当社の業績を判断する材料としては十分な期間とは言えないと考えております。

当社は、創薬支援事業および創薬事業の研究開発活動を行ってきたことから、第1期から第5期まで当期純損失を計上しております。

なお、当社の設立以降の経営成績および財政状態は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載の通りであります。

②特定の販売先への依存について

当社の平成19年12月期における売上高の16.6%が万有製薬株式会社に対するものです。そのため、何らかの理由により同社の取引方針が変更され、当社との契約更新の拒絶、解除その他の理由により契約の終了等が生じた場合には、当社の経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③特定の仕入先への依存について

当社の主な継続的な仕入先としては、八洲薬品株式会社（平成19年12月期の仕入全体に占める割合：38.9%）が挙げられ、その依存度が高くなっております。同社とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であります。自然災害や不測の事態等により、同社から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかった場合、または、同社の経営方針が変更となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④輸出版売高と為替相場の変動について

当社の平成19年12月期における総売上高に対する輸出版売高の割合は30.5%と高くなっております。当社は、米国および欧州の製薬企業を顧客とするグローバルな販売活動を展開しておりますが、これに伴い、米ドルやユーロをはじめとする外貨での売上が計上されることに伴い、為替相場に大きな変動が生じた場合、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

①創薬事業における知財リスク

当社が創製した化合物(*)について、第三者によって既に特許出願されている等の理由により当社の想定どおりに特許が取得できない場合、又は第三者より特許侵害があるとして訴訟を提起された場合、当社の事業方針および業績に影響を及ぼす可能性があります。

②創薬支援事業における知財リスク

当社の保有する多くの技術的ノウハウが、技術革新等により陳腐化した場合、また、第三者によって技術的ノウハウが先行的に特許出願され、権利化された場合、当社の技術の優位性が損なわれ、創薬支援事業の業績に影響が生じる可能性があります。

③特許に関わる訴訟リスク

創薬支援事業に関し、当社が販売したキナーゼタンパク質(*)やアッセイ(*)用キットなどの製品、もしくは、当社が提供したプロファイリングサービス(*)やX線結晶構造解析(*)サービスなどの中に、第三者が特許を保有するキナーゼ(*)などがあった場合、特許侵害訴訟を提起され、当該製品の販売差止や当該サービスの提供禁止のほか、多額の賠償金の支払いを求められる可能性があります。

(7) 業界（バイオテクノロジー）

技術革新リスクについて

急激な技術革新等により、新技術への対応の遅れが生じた場合は、当社が保有する技術・ノウハウが陳腐化する可能性があります。また、必要な技術進歩を常に追求するためには、多額の費用と時間を要することから、これにより当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

遺伝子組換え生物等規制法について

平成16年2月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（遺伝子組換え生物等規正法）が施行されました。当社のキナーゼタンパク質(*)はリコンビナントタンパク質(*)であり、当社の施設の一部は当該法律が適用されます。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) その他のリスク

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員、従業員および社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も優秀な人材を採用するため、役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、そして、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとして新株予約権を付与してゆく予定であります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成19年12月末現在、発行済みの新株予約権の目的である株式数は2,645株であり、平成20年3月の公募増資前の発行済株式総数44,490株の5.95%に相当しております。

②ベンチャーキャピタルおよび投資事業組合の株式保有比率について

平成19年12月末現在、ベンチャーキャピタルおよびベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」）が所有している株式数は28,950株存在し、平成20年3月の公募増資後の発行済株式総数に占める比率は54.43%であります。うち、14,700株（当該公募増資後、発行済株式総数に占める割合は、27.64%）については、株式会社ジャスダック証券取引所の規則等に基づき、上場日以降6ヶ月を経過する日（当該日において割当株式に係わる払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係わる払込期日等以後1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。

一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の公開後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

③事業所の一極集中について

当社は、本社機能および研究開発機能を神戸市のポートアイランドに構えております。

神戸市は、平成7年に阪神淡路大震災により大きな被害を受けました。その教訓を生かして、当社が入居している神戸国際ビジネスセンターは、平成13年に竣工した制震ダンパーシステムによる高い耐震性を有するビルですが、ビジネスの鍵になるキナーゼ(*)遺伝子については、火災などに備え、別のビル（神戸バイオメディカル創造センター）にもバックアップのため当該遺伝子を別途保管すると共に両施設の機器などについて損害保険をかけております。また、緊急時に被害を最小限にすべく対応できるように緊急時の社内連絡体制を整えています。

しかしながら、大規模な地震、台風や風水害その他の自然災害等の発生により、本社機能および研究開発機能が同時に災害等の甚大な被害を受けた場合、当社の研究開発設備等の損壊あるいは事業活動の停滞によって、当社の経営成績および財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

④当社設備に関わる長時間の停電等による業務および製品への影響について

当社が研究開発機能を有する神戸市において、長時間の停電等によりキナーゼタンパク質(*)の製造および保管ならびに化合物(*)の評価設備の稼働等を中断する事象が発生した場合、キナーゼタンパク質(*)の製造の遅れにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、長時間の停電によりキナーゼタンパク質(*)を保管している冷凍庫が止まり、これに伴いキナーゼタンパク質(*)の失活により製品として出荷できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに長時間の停電は、化合物(*)の評価設備（測定機器、分注機器等）の稼働を止めることから、顧客への製品納入の遅れる可能性があり、これにより当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑤当社技術の情報漏洩について

当社が保有するキナーゼタンパク質(*)の製造技術やアッセイ(*)開発に関する技術等は、何らかの形で人材の流出が起こった場合、技術情報が流出する可能性があり、製品開発や製造に遅延の可能性あります。また、人材の流出は、社外へのノウハウの流出の可能性が考えられ、模倣製品の出現の可能性あります。これらのことは、当社の技術的な優位性が維持できなくなることにより、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥営業機密の漏洩について

当社が行う創薬支援事業におけるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスは、顧客である製薬企業から化合物(*)の情報を預かる立場にあります。従いまして、当社は、当社のすべての従業員との間においては顧客情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社の信用低下を招き、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦創薬研究(*)と創薬支援事業を同時に行うことで制約を受ける可能性について

当社のプロファイリング(*)サービスの提供を望む顧客（製薬企業等）が当該サービスに係る契約を締結する際、当社が自ら創薬研究(*)を行っていることが、顧客にとって顧客情報の秘匿性確保についての懸念材料となる可能性があり、その場合、契約条件に制約事項が増え、その結果、当該サービスの採算性の悪化、または事業別に分社せざるを得ない等の可能性が考えられます。その場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 共同研究開発に関する契約

契約書名	Collaborative Research Agreement (共同研究契約)
契約書相手方名	クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成16年6月1日
契約期間	平成16年6月1日から2年間。 その後は、契約終了日の3ヶ月前の文書による更新拒絶が無ければ1年毎の更新。
主な契約内容	① 当社とクリスタルゲノミクス社は相互に技術・ノウハウを提供し、創薬候補化合物(*)を開発する。 ② 当社は、キナーゼ(*)のアッセイ(*)に係わる技術・ノウハウを、クリスタルゲノミクス社は、キナーゼタンパク質(*)の三次元構造分析および新規リード化合物(*)の創製にかかわる技術・ノウハウを提供する。 ③ 両社は、当共同研究により得られた利益を折半する。 ④ 両社は、契約期間中、第三者との間において、本契約が定めるターゲットについて、同様の共同研究を行わない。

契約書名	Collaborative Research and Development Agreement (共同研究開発契約)
契約書相手方名	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成19年4月6日
契約期間	平成19年4月6日から2年間。ただし、3社の文書による合意により更新可。
主な契約内容	① 当社、SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社は、リード化合物の最適化(*)を行い、開発候補化合物(*)を創製する。 ② 当社は、リード化合物の最適化(*)およびプロファイリング(*)等を行う。 ③ SBIバイオテック株式会社は、研究資金として、当社およびクリスタルゲノミクス社に当該共同研究開発契約において予め定められた金額を支払う。

(2) 共同事業に関する契約

契約書名	COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT (共同サービス契約)
契約書相手方名	OSI社
契約締結日	平成19年10月11日
契約期間	平成19年10月11日から2年間。契約終了日の60日以前の文書による通知により1年毎の延長更新が可能。 ただし、契約終了時点で顧客との受注プロジェクトが継続中であった場合、当該プロジェクトの終了日を本契約の終了日とする。 また、①当社またはOSI社が契約違反を行った等の場合、もしくは②契約締結から6ヶ月以内に当該プロジェクトが実行されない場合、30日以前の書面による通知により、当社またはOSI社は契約を解約できる。さらに、両社は、6ヶ月以前の書面による通知により契約を解約できる。
主な契約内容	① 両社は、“Kinase Focused Leads Discovery Services” (キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス)を提供し、当社が顧客と個別に”Project”契約を結びそのサービスを販売する。 ② サービスは、“Hit Generation”と呼ぶPhase1と、“Lead Generation”と呼ぶPhase2から構成され、両社がそれぞれ役割を定めてサービスを提供する。 ③ 当社は、日本の当社の顧客37社に対して、当該サービスの販売・マーケティングを当社の費用と責任で担当し、さらに顧客との交渉、契約締結を担当する。 ④ 契約当初2年間、双方の合意が無ければ、両社は本契約が定める顧客以外の顧客との間において、本契約が定めるのと同様のサービスを顧客に提供することができない。ただし、本契約以外のサービスであれば提供することができる。 ⑤ 当社は、当サービスの売上から、“Project”のそれぞれのPhaseに応じて定められた金額をOSI社に支払う。

(3) 販売に関する契約

契約書名	販売代理店契約
契約書相手方名	東洋紡績株式会社
契約締結日	平成17年12月16日
契約期間	平成17年12月1日から3年間。 その後は、双方の申し出が無ければ、1年毎の更新。 ただし、東洋紡績株式会社または当社は、やむを得ない事由のある場合に、書面による60日前の通知を持って本契約を解除することができる。
主な契約内容	当社は、東洋紡績株式会社に対し、キナーゼタンパク質(*)の販売代理店に指名し、日本国内における独占的販売権を付与する。ただし、小包装品以外のキナーゼタンパク質(*)の販売については、本契約が定める特定の顧客向けの販売は除かれるものとする。

契約書名	Exclusive Distributorship Agreement (独占的代理店契約)
契約書相手方名	キナーゼディテクト社
契約締結日	平成18年8月15日
契約期間	平成18年8月15日から2年間。 以後、120日前の事前文書通知がなければ1年ごとの更新。
主な契約内容	当社は、キナーゼディテクト社に対して、Protein Kinase試薬等に関し、スカンジナビア諸国（デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの4カ国）における独占的な販売権を与える。ただし、本契約締結以前の当社の顧客、ビジネスパートナーおよび当社との直接取引を望む顧客は除くものとする。

(4) 販売先との契約

契約書名	特別価格販売基本契約書
契約書相手方名	万有製薬株式会社
契約締結日	平成19年12月18日
契約期間	契約締結日より1年間、もしくは精算により基本契約金が不足又は全額精算されたときのいずれか早い方。但し、基本契約金の全額が精算されるまでは1年毎に自動更新される。また、いずれも、3ヶ月以前の書面による通知により契約を解約することができる。
主な契約内容	① 当社キナーゼタンパク質(*)及びそのアッセイ(*)キット等を万有製薬(株)に予め両社で合意した価格で基本契約金相当額まで販売することを定めた基本契約である。 ② 万有製薬(株)より当社に対し基本契約金が予め支払われるものとし、個別の取引は、万有製薬(株)からの注文書によって、適宜行われ、都度、基本契約金から精算される。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

6 【研究開発活動】

当社は、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」を強化すべく、下記の通り研究開発活動を続けてまいりました。

当社は、今後とも創薬基盤技術型バイオベンチャーとして、積極的に研究開発活動を展開し、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えの充実、創薬事業においてはクリスタルゲノミクス社などの他社との共同研究にも注力することによるキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)の早期の導出を実現してまいります。

<当社の研究開発体制について>

当社の研究開発活動は、研究技術本部が中心となって行っております。研究技術本部には平成19年12月末現在、28名が在籍しております。うち7名が博士号を取得しております。また、プロテオミクス(*)、バイオインフォマティクス(*)等の専門家を有し、先端技術の蓄積を行っております。今後、事業の拡大に伴い、研究開発要員の増加および研究施設・設備への投資を計画しております。

<キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」について>

Novartis AGのGleevec®を始めとするキナーゼ阻害薬(*)の成功例により、製薬企業はキナーゼ阻害薬(*)の研究開発を活発に進めており、このキナーゼ阻害薬(*)の研究活動の活発化に伴い、高純度・高品質ならびに網羅的な製品・サービスを揃える当社の創薬支援事業に対するニーズが高まり、当社のキナーゼ阻害薬(*)を創製するための技術（創薬基盤技術）は注目されています。この証左として、当社の売上高は対前年比で増加し続けております。このような状況の中、当社は、競合他社との更なる差別化を図るべく、積極的な研究開発活動により、製品・サービスの品揃えを拡充してまいります。

また、当社は自社ならびに他社と共同でキナーゼ阻害薬(*)を創製しておりますが、早期のキナーゼ阻害薬(*)の導出ならびに創薬事業の収益化を目指しており、このためには、優秀な研究者の確保・育成や社内での技術的ノウハウの蓄積ならびに最先端の技術への早期対応を図るための積極的な研究開発活動を進め、「創薬基盤技術」の強化に努めてまいります。

<創薬事業における研究開発活動>

当社は以下のとおり自社研究および共同研究において、複数のキナーゼ(*)をターゲットとした創薬研究(*)プロジェクトを進めております。

(平成19年12月末現在)

研究テーマ	種類	共同研究パートナー	進捗状況
循環器系疾患を対象とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	自社研究	—————	リード化合物の最適化(*)
免疫・アレルギーおよびがんを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)
がんを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)

なお、当社と共同研究パートナーであるクリスタルゲノミクス社は提携関係を深めるべく、資本提携を行っております。当社は、平成16年12月にクリスタルゲノミクス社の株式を取得し、平成19年12月末現在、同社株式を111,000株保有しております。一方、クリスタルゲノミクス社は当社株式を1,000株保有しております。

<外部との連携について>

創薬には、アッセイ(*)開発、化学合成の他、薬理試験、薬物動態試験、毒性試験等の様々な技術が必要です。優れた技術を保有する企業との業務提携を積極的に推進し、創薬の効率化を目指しています。また、病気の原因を調べ、創薬ターゲットを見出すなどの基礎的な研究については大学との共同研究を行っており、特に当社顧問に就任している大学の研究者（教授）との連携による有望な創薬ターゲットが見出されつつあります。

<当社の特許に係る方針および当社の技術について>

創薬事業においては、特許は事業の生命線であると考えており、積極的に取得する方針です。

他方、創薬支援事業においては、当社は高純度・高品質なキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法（アッセイ(*)条件）などの技術的ノウハウの社内蓄積を着実に進めることで効率的な製品の生産と製品レベルの向上などを図っております。

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当事業年度における当社が支出した事業別の研究開発費の総額は、以下の通りです。

創薬支援事業	14,478千円
創薬事業	241,560千円

当事業年度における研究開発活動は、次のとおりであります。

（１）創薬基盤技術の強化

キナーゼタンパク質(*)の品揃え、キナーゼパネル(*)の開発に注力した結果、当社が保有するキナーゼタンパク質(*)の数は、平成19年12月末時点で277種類（活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く）となりました。

前事業年度に導入したLabChip3000（キャリパーライフサイエンス社の医薬品探索用スクリーニング(*)システム）と当事業年度に購入した自動分注機を活用し、プロファイリング(*)・スクリーニングサービス(*)の更なる効率化を図りました。

（２）創薬研究(*)

①自社創薬研究(*)

当社の有するキナーゼ(*)関連創薬基盤技術およびキナーゼ(*)創薬に関するノウハウを利用して、循環器系疾患を対象としたキナーゼ阻害薬(*)の自社創薬研究(*)を開始し、リード化合物の最適化を進めました。

②クリスタルゲノミクス社との２社共同研究

当社の有するキナーゼ(*)関連技術と、クリスタルゲノミクス社の有するキナーゼタンパク質(*)結晶化技術によりキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行い、免疫・アレルギーおよびガンを対象疾患として、リード化合物の最適化(*)を進めました。そのうち、1つのキナーゼ阻害薬に関して特許出願をいたしました。

③SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社との3社共同研究

SBIバイオテック株式会社およびクリスタルゲノミクス社とキナーゼ(*)をターゲットとした創薬を進めております。前事業年度に締結した共同研究契約に従って、クリスタルゲノミクス社が保有する化合物(*)ライブラリーをスクリーニング(*)した結果、複数のリード化合物(*)を同定することができました。平成19年4月6日に、3社は複数のリード化合物(*)の中から1つの基本骨格を選択して化合物(*)の最適化を行なうことならびに研究成果に基づく利益については各社の費用負担に応じた分配を行うことを合意し、当該リード化合物(*)について最適化を行ないました。

④大学との共同研究

国立大学法人愛媛大学とはガンに関する共同研究を、国立大学法人北海道大学および学校法人京都学園大学とはキナーゼ(*)に関連する共同研究などを行っております。また、公立大学法人大阪府立大学（理学系研究科生物科学専攻、構造生物学）とは、キナーゼ(*)のタンパク質の結晶化に関する共同研究を行っております。また、同大学（理学系研究科生物科学専攻、生体分子科学分野・生命化学）とは、キナーゼタンパク質(*)と立体ペプチドとの相互作用解析による立体構造情報から低分子化合物(*)を設計する共同研究を行っております。

また当社は、大学の研究者（教授）8名との間で当社アドバイザーとしての研究顧問契約を締結しております（平成19年12月末現在）。これは、当社の創薬支援事業、或いは創薬事業に関する事柄に対し、研究者夫々の専門的な知識・経験に基づく助言・指導を受けるものであります。

さらに、創薬ターゲットの探索を行うために、パイオインフォマティクス(*)技術を用いて、遺伝子解析やアミノ酸配列情報を解析し、研究の迅速化を図っております。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、当社の財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 財務諸表等(1)財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 過年度の業績推移について

当社は、平成15年4月に設立された社歴が短い会社であることから、成長の可能性を有する一方、将来の不確定要因も多いと考えられます。また、当社の事業基盤であるキナーゼ(*)創薬基盤技術の強化のために積極的な研究開発活動を行ってきたことから、第1期から第5期まで当期純損失を計上しており、過去の経営成績および財政状態等から今後の経営成績を判断することは困難であると思われれます。なお、第1期は、平成15年4月10日から平成15年12月31日までの約9ヶ月間であり、決算期間が12ヶ月に満たない為、他の決算期との比較において留意が必要です。

なお、当社の設立以降の経営成績等は、以下の通りであります。

(単位：千円)

回次	第1期事業年度	第2期事業年度	第3期事業年度	第4期事業年度	第5期事業年度
決算年月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高	5,107	131,105	209,480	405,002	513,922
研究開発費	94,657	272,184	392,799	307,658	256,038
経常損失(△)	△154,746	△386,442	△517,693	△269,771	△158,861
当期純損失(△)	△154,963	△386,707	△519,304	△332,956	△179,829
純資産額	329,236	866,790	358,615	1,652,888	1,435,920
総資産額	593,076	1,080,847	564,622	1,938,577	1,622,375

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第3期および第4期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けており、また、第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期および2期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

(3) 当社の損益構造について

当社は、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、「創薬基盤技術」を強化するために、積極的な研究開発に対する投資を行ってきたため、会社設立以来、営業損失を計上しておりますが、これまでの研究開発活動により蓄積してきた技術力により、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えならびに顧客である製薬企業への提案力が充実し、前年度比で連続して売上高が増加し、併せて第4期事業年度（平成18年12月期）の営業利益も黒字転換しました。一方で創薬事業においては、積極的な研究開発投資を行うことに伴う研究開発費の計上により、営業損失が続いております。創薬事業の売上は、研究開発の進捗により収入を得る仕組みであることから安定的でないこと、費用面では研究開発の進捗に応じて一時費用が発生するため、営業損益額は年度ごとに増減する傾向にあります。しかしながら、既に256種類のアッセイ(*)開発を終え、第5期中間会計期間（平成19年6月中間期）に化学研究部門を設置し、自社内での化合物の最適化を進めており、今後は、キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)を製薬企業へ導出し成果を得ることで、早期に当該事業の黒字化を図る計画です。このように、当社は創薬支援事業と創薬事業を同じ「創薬基盤技術」を駆使して展開しており、会社設立後約5年という期間で、創薬支援事業での収益が会社全体の収益改善に貢献してきていることが特色です。

第3期事業年度、第4期事業年度および第5期事業年度の事業別の売上・営業損益および研究開発費は、以下の通りです。

回次	第3期事業年度	第4期事業年度	第5期事業年度
決算年月	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期
売上高	209,480	405,002	513,922
創薬支援事業	169,480	357,474	485,695
創薬事業	40,000	47,527	28,227
研究開発費	392,799	307,658	256,038
創薬支援事業	192,722	9,378	14,478
創薬事業	200,076	298,279	241,560
営業損益（営業損失：△）	△518,443	△256,300	△147,418
創薬支援事業	△269,522	106,571	173,414
創薬事業	△248,920	△362,872	△320,833

(4) 財政状態の分析

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当事業年度末における総資産は1,622,375千円となり、前事業年度末に比べて316,202千円の減少となりました。その内訳は、運転資金としての使用、借入金の返済および設備投資による現金及び預金の減少307,984千円と売上の増加に伴う売上債権および棚卸資産の増加49,749千円であります。また、固定資産は、プロファイリング・スクリーニングサービスの処理能力増強のための試験機器購入21,800千円やHI-DECラボの設置に伴う有機合成用機器購入20,723千円による増加、保有する投資有価証券（クリスタルゲノミクス社）の時価下落に伴う資産価値の減少62,563千円および減価償却費48,185千円および減損損失19,963千円の計上により、前期末と比較して78,523千円減少し、270,565千円となりました。

負債につきましては、一時費用の発生により未払金が26,342千円増加する一方で、借入金の返済50,000千円、前受金の減少37,142千円、保有する投資有価証券（クリスタルゲノミクス社）の時価下落に伴う繰延税金負債の減少25,424千円およびリース資産減損勘定の取り崩し11,436千円を要因として、99,233千円減少し、186,455千円となりました。純資産は、前事業年度末に比べて、当期純損失の計上179,829千円および保有する投資有価証券の時価下落に伴うその他有価証券評価差額金の減少37,139千円により、216,968千円減少し、その結果1,435,920千円となりました。

(5) 経営成績の分析

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当事業年度の売上高は513,922千円を計上し、108,920千円の増加（前期比26.9%増）となりました。その内訳は、創薬支援事業が485,695千円（前期比35.9%増）、創薬事業が28,227千円（前期比40.6%減）であります。創薬支援事業の売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売251,021千円、アッセイ(*)開発およびアッセイキットの販売75,018千円、プロファイリング(*)およびスクリーニング(*)サービスの提供122,030千円、その他（X線結晶構造解析(*)サービスの提供およびアノテーション(*)付化合物(*)ライブラリーの販売）37,625千円であります。一方、創薬事業の売上高の内訳は、SBIバイオテック株式会社、クリスタルゲノミクス社および当社の3社によるキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入であります。

売上原価および売上総利益については、売上原価99,136千円（前期比0.4%増）、売上総利益414,786千円（前期比35.4%増）となりました。また、売上に占める売上総利益の割合は80.7%と前期に比べて5.1ポイント改善いたしました。

販売費及び一般管理費については、562,204千円（前期比0.1%減）となりました。これは、研究開発費が減少する一方で、人員の増加および海外における販売力強化により給料手当等が増加したことによるものです。研究開発費の主な減少要因は、前事業年度における減損損失の計上に伴う減価償却費及びリース料の減少および前事業年度において発生した一時費用が発生しなかったことによるものであります。

営業外収益は8,698千円（前期比48.9%増）となりました。これは、主に預金利息の増加によるものです。

営業外費用は20,142千円（前期比4.3%増）となりました。これは、前期に発生した株式交付費が発生しなかったものの、株式公開に関する支払手数料が発生したことによるものです。

特別損失は19,963千円（前期比68.0%減）となりました。これは、創薬事業に係る資産グループについて、主たる資産の経済的残存使用年数内に投資額の回収が見込めないと判断したことから、当該資産グループについて新たに購入した資産の減損処理を行ったことによるものです。

以上の結果、大幅な売上増加を実現する一方で、キナーゼ(*)の品揃えの強化や創薬プロジェクト等、事業基盤強化のための研究開発投資が嵩み、当期純損失179,829千円となりましたが、売上の増加や経営の効率化により前期に比べて赤字額が縮小する結果となりました。

(6) 戦略的現状と見通し

創薬支援事業での売上を伸ばすことにより、平成22年12月期に会社としての黒字化を目指します。

（創薬支援事業について）

1) 販売戦略

当社は、最大の市場である北米に販売・物流拠点を設置し、欧州も含めての販売網を整備し、それにより欧米市場でのシェア獲得を目指します。また、営業学術機能を強化することで、顧客ニーズを製品およびサービス開発に反映し、確実な売上の拡大に繋げてまいります。

2) 製品開発戦略

市場ニーズに応じた、新たなキナーゼタンパク質の積極的な研究開発を行います。

(創薬事業について)

ガンやリウマチなどの炎症性疾患の画期的な治療薬を生み出すために、これらの病気の原因となっているキナーゼ(*)の働きを抑える化合物(*) (キナーゼ阻害薬*)の探索(創薬)を続けてまいります。

1) 創薬戦略

従来、ターゲットの選定・アッセイ(*)系の構築などの基礎研究からリード化合物の最適化(*)による前臨床化合物(*)の創出(創薬研究*)まで約5年程度かかっていた研究期間を、自社ですでに保有しているキナーゼタンパク質(*)・アッセイ(*)系を利用し、また最適化において重要なプロファイリング(*)技術を活用することにより、創薬研究(*)期間を短縮可能と考えております。

2) 研究開発戦略

当社の効率的な創薬技術を利用して創薬研究(*)開発活動を行っていくにあたり、(1)見出された新薬候補化合物(*)を適切な時期に製薬企業に導出する自社型、(2)研究初期より製薬企業とのスポンサー契約締結を行い、研究開発を進めていく受託型、および(3)当社と技術的な補完関係に有る会社との共同研究型の3つのタイプを効率的に組み合わせて、パイプラインを充実させていく予定です。

(7) 資金の財源および資金の流動性について

当社は、創薬基盤技術の強化や創薬プロジェクトの推進のための研究開発投資に積極的に資金投下を行っております。この資金は製薬企業向けに創薬基盤技術を提供する創薬支援事業で獲得した資金であります。当社は創業間もないベンチャー企業であり、さらに事業基盤強化に向けた積極的な研究開発投資を行っていることから、不足資金が生じており、その不足資金については、平成20年3月24日を払込期日とする公募増資を行い、追加の資金調達を行っております。

なお、当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

当事業年度における設備投資の総額は59,763千円であり、その主な内容は、創薬支援事業におけるプロファイリング(*)サービスの効率化を目的として導入した研究開発設備（キャリパーライフサイエンス社のマイクロプレート用分注装置）21,800千円および神戸健康産業開発センター（HI-DECラボ）の化学実験施設の新設に伴う有機合成用機器20,723千円であります。これらの設備投資のための資金は、いずれも前事業年度（平成18年12月期）の増資資金により賄いました。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 付属設備	機械 及び装置	工具器具 備品	その他	合計	
本社 (神戸市中央区)	全社	統括業務施設、 製造・ 研究施設	10,893	3,344	68,395	898	83,531	39 [3]
BMAラボ (神戸市中央区)	創薬事業	研究施設	—	—	—	—	—	3
HI-DECラボ (神戸市中央区)	創薬事業	研究施設	—	—	—	—	—	3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアおよび電話加入権であり、ソフトウェア仮勘定は含んでおりません。

3. 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員（準社員およびパートタイマー）の年間平均雇用人員であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. BMAラボおよびHI-DECラボの全ての資産について減損損失を計上したため、帳簿価額はありません。

6. BMAラボおよびHI-DECラボの従業員各3名は、本社従業員が兼務しております。

7. 本社、BMAラボおよびHI-DECラボは賃借物件で、その概要は以下の通りです。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社	734.76	31,280
BMAラボ	142.00	6,986
HI-DECラボ	68.0	3,590

8. 上記の他、主要な賃借およびリース設備として、以下のものがあります。なお、創薬事業にかかるリース設備について減損損失を計上しております。

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (神戸市中央区)	創薬事業	試験研究機器	1年	5年	11,436	23,825

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (神戸市 中央区)	創薬支援 事業	計測機器・ 試験管理機器	51,000	—	増資資金	平成20年 5月	平成20年 8月	(注) 2
		生産設備	20,000	—	増資資金	平成20年 7月	平成20年 7月	(注) 3
		試験研究・ 分析機器	365,000	—	増資資金	平成21年 1月	平成22年 7月	(注) 4

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. キナーゼタンパク質(*)およびアッセイ(*)キットの品質向上のための計測機器およびプロファイリングサービスの信頼性向上のための試験管理機器の取得であり、生産能力の増加はありません。
3. キナーゼタンパク質(*)の生産能力は、100%増加になります。
4. キナーゼタンパク質(*)およびアッセイ(*)キットの新製品開発および品質向上のための分析機器およびキナーゼタンパク質(*)を始めとした創薬支援事業全般における生産・試験の効率化のための試験研究機器の取得であり、生産能力の増加はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,490	53,190	非上場	(注) 1
計	44,490	53,190	—	—

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 平成20年3月25日をもって、当社株式はジャスダック証券取引所NEOに上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回②		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	6個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	5,000円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円 (注)2、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

2 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額が調整されております。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

5 当社が株式分割等により当該払込価額を下回る価額による下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

6 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。

(2) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回①		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	260個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	260株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議および新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回②		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	105個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	105株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議および新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回①		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	90個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	90株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回②		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	160個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	160株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第4回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	60個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	60株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第5回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	80個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	80株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	180個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	180株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)7	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7 平成19年 8 月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年 4 月 3 日 至 平成28年 4 月 2 日」から「自 平成20年 4 月 3 日 至 平成28年 3 月28日」に変更することを決議しております。

⑨ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第8回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	190個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	190株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第9回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	40個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	40株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑪ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	50個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	50株(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注) 4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 当該新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑫ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第11回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	980個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	980株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年4月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができますものとします。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

6 本新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画および当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑬ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第12回		
	事業年度末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数	390個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	390株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)4	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

6 本新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 被割当者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画および当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月10日 (注) 1	200	200	10,000	10,000	—	—
平成15年8月9日 (注) 2	884	1,084	44,200	54,200	—	—
平成15年9月30日 (注) 3	370	1,454	92,500	146,700	92,500	136,700
平成15年12月25日 (注) 4	490	1,944	122,500	269,200	122,500	215,000
平成16年5月6日 (注) 5	17,496	19,440	—	269,200	—	215,000
平成16年11月1日 (注) 6	5,900	25,340	295,000	564,200	295,000	510,000
平成16年11月26日 (注) 7	2,350	27,690	117,500	681,700	117,500	627,500
平成16年12月27日 (注) 8	1,000	28,690	50,000	731,700	50,000	677,500
平成18年1月27日 (注) 9	6,600	35,290	330,000	1,061,700	330,000	1,007,500
平成18年3月7日 (注) 10	9,200	44,490	460,000	1,521,700	460,000	1,467,500
平成19年3月29日 (注) 11	—	44,490	—	1,521,700	△1,393,932	73,567

(注) 1 設立 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

割当先 役員4名、従業員13名、社外協力者10名

3 有償第三者割当 発行価格500,000円 資本組入額250,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合1名、事業会社5社

4 有償第三者割当 発行価格500,000円 資本組入額250,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業有限組合6名、事業会社1社

5 平成16年5月6日に株式1株につき10株の株式分割を行っております。

6 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル3社、投資事業組合10名、金融機関1社

7 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合3名、金融機関1社、事業会社1社

8 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 事業会社1社

9 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合8名

10 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合18名、金融機関2社、事業会社2社

11 平成19年3月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,393,932千円減少し欠損填補することを決議しております。

12 決算日後、平成20年3月24日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式8,700株（発行価格110,000円、引受価額101,200円、資本組入額50,600円）発行により、資本金は440,220千円、資本準備金は440,220千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年12月31日現在

平成19年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	2	52	1	—	29	86	—
所有株式数 (株)	—	300	900	31,450	1,000	—	10,840	44,490	—
所有株式数の 割合(%)	—	0.67	2.02	70.69	2.25	—	24.37	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合	東京都港区青山三丁目3番3号 リビエラ南青山ビル5階	4,000	8.99
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	3,138	7.05
バイオ・サイト・インキュベーション1号投資事業有限責任組合	大阪市茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号 彩都バイオインキュベーション100号室	2,750	6.18
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	4.50
シーエスケイビーシー三号投資事業有限責任組合	東京都港区青山三丁目3番3号 リビエラ南青山ビル5階	1,600	3.60
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	1,540	3.46
東山 繁樹	愛媛県東温市	1,000	2.25
バイオ・サイト・インキュベーション2号投資事業有限責任組合	大阪市茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号 彩都バイオインキュベーション100号室	1,000	2.25
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	1,000	2.25
クリスタルゲノミクス社	韓国ソウル市 ソンパグー プンナップ ドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディン グ6階	1,000	2.25
三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3F	1,000	2.25
SBIバイオ・ライフサイエンス投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	1,000	2.25
計	—	21,028	47.26

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,490	44,490	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	44,490	—	—
総株主の議決権	—	44,490	—

② 【自己株式等】

平成19年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法および会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員および社外協力者に対して、新株予約権を発行することを下記株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 新株予約権(平成15年9月8日臨時株主総会決議)

第1回②	
決議年月日	平成15年9月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者1名は、付与時には社外協力者でしたが、その後、当社社外取締役に就任しております。

② 新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第2回①	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名(注) 1 当社従業員 17名(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成19年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社取締役のうち4名は、付与された全ての新株予約権各5株(合計20株)を放棄し、また、取締役1名(平成19年3月29日に退任)は付与された一部の新株予約権5株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。
- 2 平成19年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、14名であり、これに伴い新株予約権を15株放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

③ 新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第2回②	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 社外協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第3回①	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員 1 名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、取締役役に就任しております。

平成19年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、2 名であり、これに伴い新株予約権を60株放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

⑤ 新株予約権(平成16年 6 月14日臨時株主総会決議)

第3回②	
決議年月日	平成16年 6 月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥ 新株予約権(平成17年 1 月24日臨時株主総会決議)

第4回	
決議年月日	平成17年 1 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦ 新株予約権(平成17年 1 月24日臨時株主総会決議)

第5回	
決議年月日	平成17年 1 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成19年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により 1 名減少し、4 名であり、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

⑧ 新株予約権(平成18年 3 月29日 定時株主総会決議)

第 7 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨ 新株予約権(平成18年 3 月29日 定時株主総会決議)

第 8 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社従業員 1 名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、当社取締役就任しております。

⑩ 新株予約権(平成18年 3 月29日 定時株主総会決議)

第 9 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑪ 新株予約権(平成18年 3 月29日 定時株主総会決議)

第10回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑫ 新株予約権(平成19年 3 月29日 定時株主総会決議)

第11回	
決議年月日	平成19年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

⑬ 新株予約権(平成19年 3 月29日 定時株主総会決議)

第12回	
決議年月日	平成19年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 4 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当に関しては年1回の期末配当ならびに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては繰越利益剰余金がマイナスであるため、創業以来利益配当は実施しておりません。

当社は、商品開発、競争力強化および創業のための先行投資として、研究開発費への積極的な資金投入を行ってまいりましたが、今後も引き続き研究開発活動へ積極的に資金を投入し、経営基盤の強化や収益力の向上を図る方針です。従いまして、当面は資金を研究開発活動に充当する方針ですが、株主への利益還元も、重要な経営課題と認識しており、今後の経営成績および財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

剰余金の配当は、毎年12月31日の期末配当並びに6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成20年3月25日付で、ジャスダック証券取引所NEOに上場いたしました。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	吉野 公一郎	昭和24年3月25日	昭和49年 4月 平成10年 4月 平成11年 4月 平成15年 4月 平成16年 4月	鐘紡株式会社入社 同社 創薬研究所資源探索研究部長 日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所長 当社代表取締役社長就任（現任） 国立大学法人大阪大学 特任教授 （現任）	(注) 3	2,000
取締役 会長	—	津木 憲紘	昭和18年4月4日	昭和42年 4月 平成 8年 4月 平成11年 4月 平成15年 4月	鐘紡株式会社入社 同社 取締役待遇 医薬事業部長 兼 カネボウ薬品株式会社 取締役 医薬営業担当 日本オルガノン株式会社入社 取締役副社長就任 当社取締役会長就任（現任）	(注) 3	800
取締役	研究技術 本部長	石黒 啓司	昭和32年4月3日	昭和63年 4月 平成10年 5月 平成14年 9月 平成15年 4月 平成18年 6月	学校法人藤田学園 藤田保健衛生大 学 総合医科学研究所 着任 同大学 総合医科学研究所 助教授 日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所室長 当社取締役研究本部長就任 当社取締役研究技術本部長（現任）	(注) 3	400
取締役	知的財産・ 法務、 経営企画部長	相川 法男	昭和23年10月23日	昭和47年 4月 平成 8年 6月 平成11年 4月 平成15年 4月 平成16年 3月 平成19年 9月	鐘紡株式会社入社 同社 薬品特許部長 日本オルガノン株式会社入社 特許・商標室長 当社監査役就任 当社取締役知的財産・法務部長、経 営企画部長就任（現任） 当社取締役知的財産・法務、経営企 画部長（現任）	(注) 3	700
取締役	営業部長	原 隆	昭和37年4月28日	昭和61年 4月 平成11年10月 平成16年 9月 平成18年12月	株式会社医学生物学研究所入社 宝酒造株式会社入社 当社入社 営業部長 当社取締役営業部長就任（現任）	(注) 3	—
取締役	事業開発 担当	加藤 寛樹	昭和37年5月8日	平成 元年11月 平成15年 4月 平成17年 6月 平成18年 7月 平成18年12月 平成19年 9月	株式会社日立製作所入社 同社 CVC室パートナー 株式会社雪国まいたけ 取締役兼執行役員 営業本部長兼販 売促進部長 当社入社 事業開発担当 当社取締役事業開発部長就任 当社取締役事業開発担当（現任）	(注) 3	—
取締役	経営管理部長	島川 優	昭和34年12月6日	昭和59年 4月 平成16年 8月 平成19年 6月 平成19年 7月 平成19年 9月	株式会社日立製作所入社 日立（中国）有限公司 副総経理 当社入社 経営管理本部長 当社取締役経営管理本部長就任 当社取締役経営管理部長（現任）	(注) 3	—
取締役 (注) 2	—	飯野 智	昭和40年7月9日	平成元年 4月 平成12年 3月 平成15年11月 平成16年 2月 平成19年12月	株式会社日立製作所入社 シーエスケイベンチャーキャピタル 株式会社（現 CSKベンチャーキャ ピタル株式会社）入社 当社社外取締役就任（現任） CSKベンチャーキャピタル株式会 社取締役（現任） 株式会社ARTHUR代表取締役就任 （現任）	(注) 3	—
取締役 (注) 2	—	金丸 洋一	昭和23年9月21日	昭和47年 4月 平成 8年 7月 平成12年 6月 平成13年11月 平成15年11月 平成18年 3月	沖電気工業株式会社入社 OkI Advance Products, OkI America, Inc. 取締役社長 株式会社沖データ 執行役員経営戦略室長 有限会社アップルグローヴ・ハウス 代表取締役（現任） 当社社外取締役就任（現任） ハッピー・エルダー株式会社 代表取締役（現任）	(注) 3	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤) (注) 1	—	有田 篤雄	昭和18年7月15日	昭和41年 4月 平成 8年 7月 平成12年 7月 平成16年 3月	鐘紡株式会社入社 同社 事業統括室長 カネボウ厚生年金基金常務理事 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 1	—	小笠原 嗣朗	昭和14年7月23日	昭和38年 4月 平成 2年10月 平成 7年 6月 平成 8年 3月 平成 8年 6月 平成14年 6月 平成17年 3月	東レ株式会社入社 同社 国際部長兼経営企画室主幹 東洋プラスチック精工株式会社 取締役管理本部長 中外製薬株式会社入社 同社 取締役国際事業部長 同社 常勤監査役 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 1	—	中井 清	昭和18年9月1日	昭和42年 4月 平成17年 3月 平成19年 3月	中井司法書士事務所開業 所長就任 (現任) 当社監査役就任 (現任) 大阪司法書士協同組合理事長 (現任)	(注) 4	100
							4,200

- (注) 1. 監査役有田篤雄、小笠原嗣朗および中井清は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役飯野智および金丸洋一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役の任期は、平成20年3月28日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
4. 監査役の任期は、平成19年12月11日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性ならびに透明性を高めることを通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、業務執行に対する厳正な監督機能の充実や内部統制システムに基づく業務執行の妥当性、違法性ならびに効率性のチェック・管理機能を有効に発揮させることによって、経営の健全性ならびに透明性の向上に積極的に取り組んでおります。さらに役員および従業員のコンプライアンスの徹底についても、重要施策として積極的に取り組んでおります。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社は、会社の機関として、会社法に規定する取締役会および監査役会制度を採用しております。取締役会は、経営の重要事項に関する意思決定および取締役の職務執行の監督機関として機能しており、監査役は、取締役の職務執行を監査しております。

a 取締役会

取締役会は、本書提出日現在で取締役9名(うち2名が社外取締役)により構成し、社外取締役の起用により、社外の多角的な視点を取り入れたうえ、重要な意思決定を行うことができる仕組みを構築しております。

定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催し、当社の業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、監査役は取締役会における職務執行の決定に対して監視を行っております。

b 監査役会

監査役会は監査役3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で構成されております。

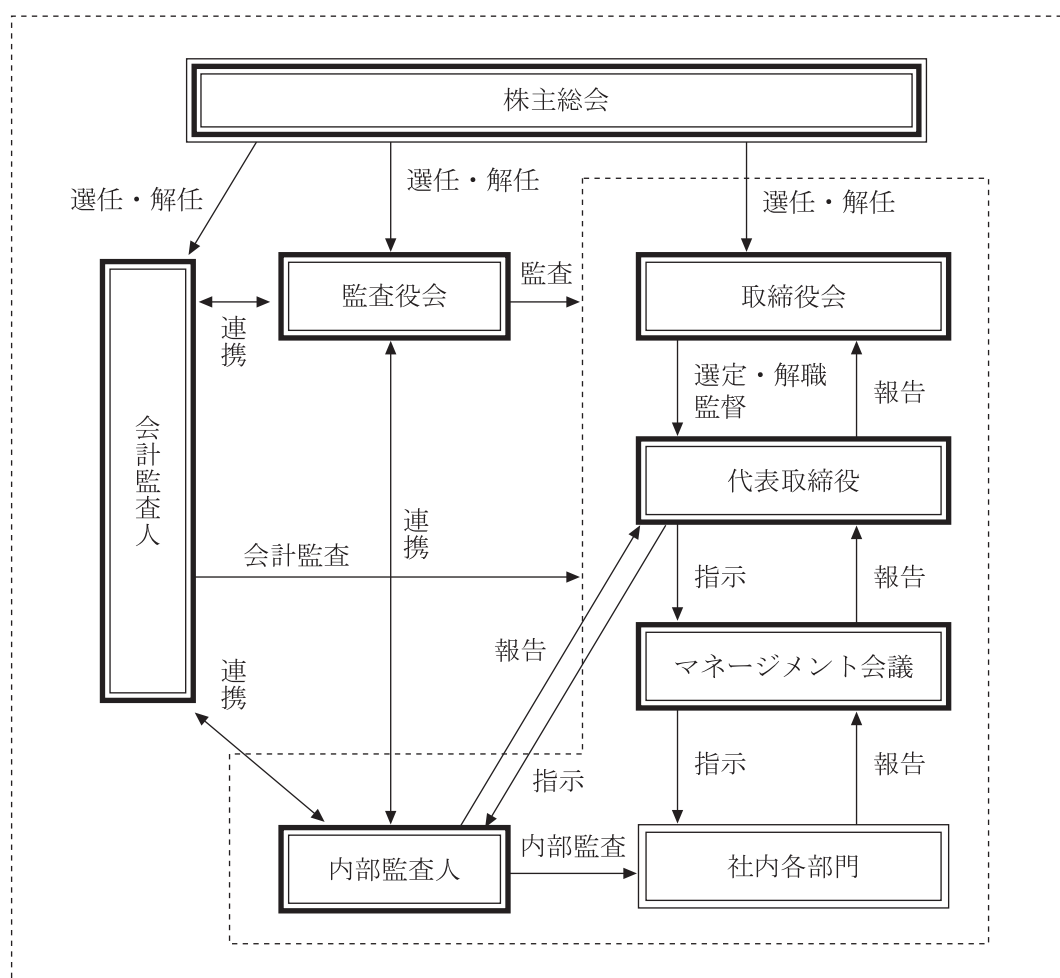
監査役会は、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針および監査計画に従い、監査状況の確認および協議を行うほか、内部監査人および会計監査人とも連携し、監査の有効性ならびに効率性を高め、経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として機能しております。また、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会、マネジメント会議およびその他の重要会議に出席するほか、取締役からの報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて取締役および取締役会に意見を表明する等、適宜、必要な業務監査および会計監査を厳正に実施しております。

なお、監査役は全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性ならびに公平性を一層高めております。

c マネージメント会議

当社では、社内取締役7名、幹部社員(部長職)4名および常勤監査役1名から構成されるマネージメント会議を設置し、原則週1回開催しております。マネージメント会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき、全社ならびに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務遂行に係る協議ならびに報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。さらに、マネージメント会議においては、取締役会上程前の議案についての審議が行われることで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性が高まるとともに、効率的な会社運営が図られております。なお、マネージメント会議で行われた業務遂行に係る協議および報告の内容は、取締役会にて報告されております。

当社の会社の機関およびコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりであります。



② 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程および職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに人に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くような取り組みを行っております。

さらに内部監査人が、各部署の業務執行の妥当性、違法性並びに効率性についてのチェックならびに検証を行うために、内部監査計画に基づく内部監査のほか、必要に応じて適時監査を行っております。また、内部監査人は、毎月1回監査役との意見交換を行い、内部監査の実効性向上に努めております。

③ 内部監査および監査役監査の状況

当社では、経営管理部長が経営管理部以外の内部監査を行い、知的財産・法務、経営企画部長が経営管理部の内部監査を行い、これら内部監査人（2名）によって、全部門を対象に必要な内部監査を定期的を実施したうえ、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容および改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。更に内部監査人は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開くなど、連携を図っております。

各監査役は、取締役会への出席のほか、取締役等から直接業務執行についての聴取、マネジメント会議への出席および重要な決議資料等の閲覧などを行っております。また各監査役は、定期的に会計監査人と協議し、監査内容に関する意見交換を行うなどの連携を図っております。

④ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	中 西 清	監査法人トーマツ	(注) 1
	寺 田 勝 基		
	井 上 嘉 之		

(注) 1 継続監査年数は、全員7年以内であるため記載を省略しております。

2 会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士3名、会計士補等3名です。

⑤ 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

a 社外取締役

当社の社外取締役は、飯野智および金丸洋一の2名であり、飯野智は、当社株式を保有する投資事業有限責任組合を運営するCSKベンチャーキャピタル株式会社の取締役であります。当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。また、金丸洋一は、当社株式200株および新株予約権53個(80株)を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

b 社外監査役

当社の社外監査役は、有田篤雄、小笠原嗣朗および中井清の3名であり、有田篤雄は、当社新株予約権35個(35株)を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。中井清は当社株式100株を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。また、小笠原嗣朗と当社との資本的关系、人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動全般にわたり発生する可能性のある様々なリスクのうち、経営戦略上の重大なリスクに関しては、関連部署と経営管理部においてリスク分析およびその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、マネージメント会議または取締役会において当該リスク情報の共有化ならびにリスク回避の方策に関する審議ならびに決定を行っております。また、業務上のリスクに関しては、関連部署と経営管理部においてリスク分析およびその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部専門家に照会を行ったうえで、リスクを最小限に留める適切な対処を行っております。

また、定期的に実施される内部監査人による内部監査を通じて、様々なリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

更に、近年、企業運営において重要な経営リソースである情報システムに関しては、当該システムに係るリスク回避策として、システム障害時の早期復旧のためのセキュリティ対策やコンピューターウィルスの侵入やハッカーの妨害を回避するために必要と考えられる対策を積極的に講じております。

(4) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役会 (うち社外取締役)	9名 (1名)	83,295千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,000千円 (6,000千円)

(5) 監査報酬の内容

当事業年度における会計監査人に対する報酬は、以下のとおりであります。

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	7,500千円
上記以外の業務に基づく報酬	1,180千円
合計	8,680千円

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行ない、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものです。

(9) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行することを可能にするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を行なう機会を増加させるために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* ATP (Adenosine 5' -triphosphate)

ATPとは、アデノシン (5' -) 三リン酸の略称で、体の中でつくられる高エネルギー化合物(*)のことです。ATPは、核酸などを構成する、アデニン (塩基) とリボース (糖) からなるアデノシンの糖の水酸基 (OH基) にリン酸が三つ連続して結合した構造をもっています。このリン酸基同士の結合は、エネルギー的に不安定で、リン酸基の加水分解による切断反応や、キナーゼ(*)の働きによって他の分子にリン酸基が転移する反応の際に、エネルギーが放出されます。

* ELISA法 (Enzyme-linked ImmunoSorbent Assay)

ELISA法とは、免疫学的測定方法の一種で、サンプル中に含まれる微量の目的物質を、酵素標識された抗体を用い、抗原抗体反応を利用して定量的に検出する方法です。

キナーゼ(*)活性を測定する場合には、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)の量をELISA法によって測定します。

* FITCラベル

酵素などの機能を調べる際に、その酵素が細胞内のどこに存在しているか (分子の局在) を調べるのが重要です。酵素分子の局在を調べるときに、酵素に目印を付けそれを追っていくことがよく行われます。フルオレセインイソチオシアネート (fluorescein isothiocyanate; FITC) は、黄緑色の蛍光を発有する化学物質で、酵素などに目印を付けるために使用され、FITCで目印を付けることをFITCラベルと言います。

* IMAP[™]法

IMAP[™]法は、蛍光偏光(*)測定法の一種で、蛍光ラベルされたペプチドが、キナーゼ(*)反応によってリン酸化(*)されてホスホペプチドに変換されます。これに、微小粒子 (IMAP[™]ビーズ) を加えて複合体を形成させ、その結果引き起こされる蛍光偏光(*)の上昇を測定する方法です。当社ではこの測定方法を利用してキナーゼ(*)反応を測定するキットを販売しています。IMAP[™]は、MDS, Inc. (カナダ) のトレードマーク (商標) です。

* MAPキナーゼ

MAPキナーゼとは、Mitogen-Activated Protein kinase (マイトージェン活性化プロテインキナーゼ) の略で、細胞増殖促進物質であるマイトージェンで処理した細胞が増殖したことからこの名前が付けられました。現在30種類以上のMAPキナーゼが存在することが明らかになっています。上流のキナーゼ(*)が順次下流のキナーゼ(*)をリン酸化(*)し、最終的に遺伝子転写因子(*)をリン酸化(*)して種々の生物学的変化を引き起こします。種々の疾患 (癌や炎症性疾患等) の発症や進展に関与することが知られています。

* Mobility Shift Assay法

Mobility Shift Assay法とは、一般的に、タンパク質や核酸を短時間にゲルやカラム中で電気泳動し、その分子量や電荷の違いによって移動度が異なることを利用して分離する方法です。キナーゼ(*)活性の測定では、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)は、リン酸化(*)されていない基質(*)に比べてリン酸基の分だけ電荷がマイナス (陰性) に変化します。この変化を電気泳動の原理で分離して、リン酸化(*)の程度を定量します。この方法を利用して、分離を短時間に高感度で行えるようにしたのがキャリパーライフサイエンス社のLabChip3000です。当社ではこの測定機を用いて多くのキナーゼ(*)の活性を測定することができます。

* SBDD (ストラクチャー・ベース・ドラッグデザイン)

SBDDとは、X線結晶構造解析(*)により明らかにされた薬物標的タンパク質の立体構造情報に基づいて行われる論理的創薬手法です。SBDD創薬は1980年代後半から、薬剤開発研究の現場において急速に定着してきており、抗HIV薬 Ritonavir® (プロテアーゼ阻害剤)、慢性骨髄性白血病治療薬Gleevec® (Bcr-Ablキナーゼ阻害薬*)などの医薬品の短期開発に大きく寄与しています。

* TR-FRET (Time-Resolved Fluorescence Resonance Energy Transfer)法

TR-FRET法は、時間分解蛍光(Time-Resolved Fluorescence)と蛍光共鳴エネルギー転移(Fluorescence Resonance Energy Transfer)とを組み合わせたタンパク質同士の相互作用を測定する方法のことをいいます。ユーロピウムに代表されるランタニドは蛍光寿命が非常に長い蛍光物質で、通常の蛍光が消失した後も蛍光強度を測定することができます。この特長を利用したランタニドキレートによる時間分解蛍光測定では、化合物(*)やタンパク質の蛍光が消光した後に測定を開始します。その結果、バックグラウンドの影響を最小限に抑えた高感度蛍光測定ができます。蛍光共鳴エネルギー転移とはドナーとアクセプターと呼ばれる2種類の蛍光物質が100オングストローム以内に近づいたときに、ドナーが発した光エネルギーをアクセプターが吸収するという現象です。このときドナーの蛍光波長がアクセプターの励起波長に近ければ、ドナーからの光エネルギーを利用してアクセプターが蛍光を発します。すなわちドナーの励起波長で励起し、アクセプターの蛍光波長を測定することでドナーとアクセプターが近接した状態にあるかどうかを判定できます。この二つの原理を組み合わせ、高感度(低バックグラウンド)で二つの物質間の近接状態を測定するテクノロジーがTR-FRET法です。キナーゼ(*)活性測定への応用例として、ドナーにユーロピウムを結合させたリン酸化(*)した基質(*)のみに親和性を持つ抗体を、アクセプターにアロフィコシアニンという色素タンパク質を結合させた基質(*)を用いることで基質(*)のリン酸化(*)の程度を測定することができます。

* X線結晶構造解析

タンパク質は、20種類のアミノ酸がひものように繋がってできています。タンパク質がその機能を発揮するためには、このひものが正しく折りたたまれて立体的な形が作られる必要があります。従って、生命のしくみを正しく理解するには分子レベルの立体構造解析が必要となります。X線結晶構造解析はタンパク質を結晶化させ、それにX線を照射してその立体構造を明らかにする技術であり、生命現象解明や論理的創薬に貢献しています。

* アッセイ

アッセイとは、測定実験の総称です。ここでは被験化合物(*)がターゲットのキナーゼ(*)の働きをどの程度抑えるのか調べることを指します。

* アノテーション

アノテーションとは、あるデータに対して関連する情報を注釈として付加するという意味です。アノテーション付化合物(*)ライブラリーは、ライブラリー本来の化合物(*)に関する情報にさらにキナーゼ(*)阻害活性情報を付加したものです。

* 遺伝子クローニング

遺伝子とは、親から子に伝わることによって遺伝形質を発現させる本体で、細胞の核内に存在する核酸(デオキシリボ核酸; DNA)のことです。クローニングとは特定の遺伝子を遺伝子工学的手法によって分離し、増やすことです。

* 遺伝子転写因子

遺伝子転写因子とは、DNAに結合するタンパク質で、発現遺伝子周辺の特定の塩基配列に結合して遺伝子の転写（遺伝子DNAの情報をRNAに写すこと。RNAの情報を基にタンパク質が作られる。）を調節しているタンパク質です。

* 化合物

化合物とは、2種類以上の元素からできている物質のことですが、医薬品の研究・開発における化合物とは一般的に炭素原子で主に構成される低分子有機化合物のことを指します。さらに最近では、生物材料を起源とするバイオ医薬品との対比として、化合物で構成される医薬品のことを低分子化合物医薬品といいます。

創薬研究(*)の成果として生み出される新薬候補化合物（将来、医薬品として承認される可能性を有する化合物）を動物に投与して薬効と安全性とが確認されたものを臨床候補化合物もしくは開発候補化合物と呼び、臨床試験に供することができます。臨床試験でその効果、安全性および有用性が確認されれば、医薬品として承認されることになります。

* 基質

基質とは、酵素によって作用を受ける化合物(*)や分子のことです。ここでは、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)を受けるタンパク質やペプチドなどを指します。

* キナーゼ／キナーゼタンパク質

キナーゼとは、基質(*)にリン酸基を転移してリン酸化物を生じさせる酵素（タンパク質性触媒）の総称であり、その中でも基質(*)となるタンパク質にATP(*)リン酸基（＝アデノシン3リン酸の末端のリン酸基）を転移する酵素を「タンパク質キナーゼ（Protein Kinase）」と呼んでいます。

このタンパク質キナーゼの分類としては、タンパク質を構成しているアミノ酸であるセリン/スレオニンの水酸基にリン酸を転移させるセリン-スレオニンキナーゼ、チロシンの水酸基にリン酸を転移させるチロシンキナーゼがあります。

キナーゼには、活性型と非活性型とがあり、非活性型のキナーゼを特に非活性キナーゼと呼んでいます。また、これらキナーゼを構成するタンパク質のアミノ酸の一部が他のアミノ酸と置換したり、欠失したりしたキナーゼをミュータントキナーゼ（変異キナーゼ）といいます。ミュータントキナーゼのなかで、キナーゼ活性を有しているものを活性ミュータントキナーゼといい、活性を有していないものを非活性ミュータントキナーゼといいます。

当社では、キナーゼ自体がタンパク質性触媒であることから、「キナーゼタンパク質」と呼称し、製造・販売しています。

* キナーゼ阻害薬

キナーゼ阻害薬とは、キナーゼに結合して酵素活性を抑制する薬剤のことです。Gleevec®、Tarceva® Nexavar®などが例として挙げられます。

* キナーゼパネル

ヒトのキナーゼ(*)は、遺伝子解析から518種類が存在すると推察されており、これらの多くのキナーゼ(*)を一定の基準で集めた集団をキナーゼパネルと呼びます。

* 共結晶

共結晶とは、タンパク質とそのタンパク質に結合する化合物(*)を混合して、両者の複合体を結晶化することです。この構造解析をすることにより、タンパク質と化合物(*)の結合様式に関する情報を得ることができるため、SBDD(*)に利用されています。

* 蛍光偏光

蛍光発色団をもった分子に偏光励起光をあてると、分子の運動に依存して蛍光の偏光性に違いが生じます。分子の量が多いほど分子の運動はゆっくりであるため、蛍光の偏光性が保存されることになります。例えばFITCラベル(*)したリン酸化ペプチド(*)がIMAP[®]ビーズと結合する場合には見かけ上の分子量が大きく変化します。その結果、蛍光の偏光性に変化が生じるため、偏光性を測定することで、リン酸化ペプチド(*)の量を測定することができます。

* スクリーニング

スクリーニングとは、多くの評価対象物の中から特定の性質を有するものだけを選び出すことを指します。医薬品開発の領域においては、多くの化合物(*)や微生物生産物などの中から必要な活性や性質を有するものを選び出す作業を指します。

* 創薬研究

創薬研究とは、創薬ターゲットの同定、リード化合物(*)の創出、リード化合物の最適化(*)、薬理試験、ADME試験（薬物動態試験）、毒性試験などの新薬の創製研究の過程で行なわれる研究のことです。

* ハイスループットスクリーニング (HTS)

ハイスループットとは、高効率という意味で、医薬品開発、特に化合物(*)スクリーニング(*)の領域ではハイスループットスクリーニングという形で多く用いられます。文字通り高効率でスクリーニング(*)を行うことで、これを実施するためには、ホモジニアスなアッセイ(*)プラットフォーム(*)とロボットを組み合わせた自動化システムが理想的です。さらに高速・大量処理の結果生じる大量のデータを処理できるコンピュータシステムも必要となります。

* バイオインフォマティクス

バイオインフォマティクスは、複雑な生命や細胞の変化を情報の流れとして扱い、集積された情報の解析手段を用いて生命現象を解析する生物研究分野です。生物情報学ともよばれその研究内容は多岐にわたり、殆どの生物現象や分子情報研究対象になります。

特に遺伝子の配列情報やそこから解析されるアミノ酸配列情報、さらにはタンパク質立体構造情報などが研究されています。

* ヒット化合物

ヒット化合物とは、創薬研究(*)における初期段階で実施したハイスループットスクリーニング (HTS) (*)で、予め決めておいた一定の基準をクリアした化合物(*)群のことを指します。製薬企業ではこうしたHTSに用いる専用の化合物(*)ライブラリー（数万～数百万種類の化合物(*)集）を有していることが多く、通常はこの化合物(*)ライブラリーから数十から数百のヒット化合物が生まれてきます。

* プラットフォーム (Mobility Shift Assay法(*), TR-FRET法(*), IMAPTM法(*))等

アッセイ(*)を行う方法が、種々開発されています。このアッセイ(*)を行う方法のことをプラットフォームと呼びます。

キナーゼのアッセイ(*)においては、リン酸化(*)された基質(*)の量を測定する方法として種々の原理に基づいた方法が開発されています。古くは放射性同位体を用いた方法や酵素免疫反応に基づくELISA法(*)などが用いられており、最近では時間分解蛍光共鳴エネルギー転移による方法、蛍光偏光(*)測定による方法、キャピラリー電気泳動による方法などが汎用されるようになってきています。

* プロテオミクス

プロテオミクスとは、タンパク質を意味するプロテインと、遺伝子を網羅的に研究することのゲノミクスとをあわせて作られた造語で、タンパク質科学を系統的・包括的にとらえようとする研究領域で、細胞や組織に発現しているタンパク質の動態を迅速に把握して、それらタンパク質の相互作用の実態を解析する研究領域です。

* プロファイリング

医薬品開発の領域で用いられるプロファイリングとは、医薬品候補化合物(*)が種々の生体内物質や生体内反応に及ぼす影響をできる限り網羅的に調べ、明らかにすることです。これを行うことで医薬品候補化合物(*)の副作用を予見できる場合があります。

* 分子標的治療薬

分子標的治療薬とは、病気の原因となる特定の分子に対して、その分子の機能が抑制されるような薬（低分子化合物(*)や抗体等）のことで、一般的に、疾患の原因物質に対して選択的に効果を発揮することから副作用が少ないと考えられています。キナーゼ阻害薬のGleevec[®]やモノクローナル抗体(*)のHerceptin[®]が例として挙げられます。

* 放射性同位体 (RI)

放射性同位体 (Radio Isotope) とは、同位体のうち不安定で放射線を出して崩壊するものの総称です。同位体は、原子番号が同じでも中性子数の違いにより性質が異なるものを指します。

* ホモジニアスアッセイ

通常のアッセイ(*)では試薬を加えた後、洗浄操作や濾過操作を必要としますがこのような複雑な手順を要するアッセイ(*)系はハイスループットスクリーニング(*)に応用できません。そこで作り出されたのがホモジニアスアッセイで一つの反応容器内で完結するタイプのアッセイ(*)です。一つの試験管内に複数の試薬を添加して反応させた後、反応の結果生じたシグナルをその試験管を直接用いて測定するような方法のことを指します。

* モノクローナル抗体

モノクローナル抗体とは、単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体（免疫グロブリン）をいいます。通常の抗体はポリクローナル抗体と呼ばれ、抗原で免疫した動物の血清から作製するために、いろいろな抗体分子種の混合物となります。しかしながら、モノクローナル抗体は単一の抗体産生細胞から産生されるため、免疫グロブリン分子種自体が一種類となります。モノクローナル抗体を作製するためには、通常、抗体産生細胞を骨髄腫細胞と細胞融合させることで自律増殖能を持ったハイブリドーマを作成し、目的の特異性をもった抗体を産生している抗体産生細胞のクローンのみを選びます。この細胞を培養し、分泌する抗体を精製してモノクローナル抗体を作製します。

* リコンビナントタンパク質

リコンビナントタンパク質とは、遺伝子組み換え技術によって人工的に作製されたタンパク質のことをいいます。通常、大腸菌や動物または昆虫の細胞株の遺伝子を組み換えてタンパク質を作らせます。そのため、自然界に微量しかないタンパク質でも大量に作り出すことができます。

* リード化合物

ハイスループットスクリーニング(*)で見出されたヒット化合物(*)群の中でも、その後、構造修飾をすることによって、医薬品になる可能性を有する化合物(*)群を特にリード候補化合物群と呼びます。このリード候補化合物は、医薬品として望まれる性質を有するかどうか、あるいはその後、化学構造を変換する余地が有るか否かなどを評価する様々な試験を実施して、通常 2, 3 化合物に絞り込まれます。こうして選択された化合物(*)は、次のステップ(最適化)での中心化合物(*)になるので、リード化合物と呼ばれます。

* リード化合物の最適化

様々な評価を経て選択されたリード化合物(*)は、分子構造の「最適化」と呼ばれる研究段階に送られます。最適化研究では、目的とする生物活性(キナーゼ*)の場合は阻害活性を指標とする場合が多い)に近づくようにリード化合物(*)の化学構造の変換を行います。このとき、医薬品として求められる特性(経口吸収性、体内動態、毒性など)も同時に評価し、これらの情報も総合的に判断して最終的に人での臨床試験に進める化合物を選択します。こうして最適化された化合物(*)は、臨床候補化合物(*)または医薬品候補化合物(*)と呼ばれます。

* リン酸化

リン酸化とは、アミノ酸であるチロシン、セリン、スレオニンのOH基(水酸基)にATP(*)のリン酸基を付加することです。

* リン酸化ペプチド

リン酸ペプチドとは、ペプチド内のOH基(水酸基)にリン酸が結合した状態のペプチドのことです。

* 励起波長

蛍光物質が特定波長の光(励起光)を吸収し、それにより励起された状態(励起状態)から元の状態(基底状態)に戻る際に光(蛍光)としてエネルギーを放出します。この励起状態にする特定の光の波長が励起波長です。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成20年2月20日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年12月31日)			当事業年度 (平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金			1,509,014			1,201,029	
2 売掛金			34,319			63,704	
3 製品			8,898			25,439	
4 原材料			5,913			12,325	
5 仕掛品			8,993			5,855	
6 貯蔵品			2,299			2,849	
7 前払費用			15,928			35,646	
8 その他			4,121			4,959	
流動資産合計			1,589,488	82.0		1,351,810	83.3
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物付属設備		58,502			60,091		
減価償却累計額	※1	△45,757	12,745		△49,198	10,893	
(2) 機械及び装置		13,656			18,594		
減価償却累計額	※1	△11,797	1,858		△15,250	3,344	
(3) 工具器具備品		146,174			199,410		
減価償却累計額	※1	△69,108	77,066		△129,531	69,879	
有形固定資産合計			91,670	4.7		84,117	5.2
2 無形固定資産							
(1) 商標権			775			680	
(2) ソフトウェア			919			766	
(3) ソフトウェア仮勘定			—			5,880	
(4) 電話加入権			131			131	
無形固定資産合計			1,826	0.1		7,458	0.5
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			202,938			140,375	
(2) 長期前払費用			46,106			30,353	
(3) 差入保証金			6,546			8,261	
投資その他の資産合計			255,592	13.2		178,989	11.0
固定資産合計			349,088	18.0		270,565	16.7
資産合計			1,938,577	100.0		1,622,375	100.0

		前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
Ⅰ 流動負債						
1 買掛金			116		—	
2 一年以内返済予定の 長期借入金			50,000		25,000	
3 未払金			19,077		45,420	
4 未払費用			8,815		9,289	
5 未払法人税等			5,747		1,573	
6 前受金			37,546		—	
7 預り金			64,678		65,257	
8 その他			—		2,067	
流動負債合計			185,982	9.6	148,609	9.2
Ⅱ 固定負債						
1 長期借入金			25,000		—	
2 繰延税金負債			39,445		14,021	
3 リース資産減損勘定			35,261		23,825	
固定負債合計			99,706	5.1	37,846	2.3
負債合計			285,689	14.7	186,455	11.5
(純資産の部)						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金			1,521,700	78.5	1,521,700	93.8
2 資本剰余金						
資本準備金		1,467,500			73,567	
資本剰余金合計			1,467,500	75.7	73,567	4.5
3 利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		△1,393,932			△179,829	
利益剰余金合計			△1,393,932	△71.9	△179,829	△11.1
株主資本合計			1,595,267	82.3	1,415,438	87.2
Ⅱ 評価・換算差額等						
その他有価証券評価 差額金			57,620	3.0	20,481	1.3
評価・換算差額等合計			57,620	3.0	20,481	1.3
純資産合計			1,652,888	85.3	1,435,920	88.5
負債純資産合計			1,938,577	100.0	1,622,375	100.0

② 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)			当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高							
1 製品売上高		349,898			492,937		
2 商品売上高		55,103	405,002	100.0	20,985	513,922	100.0
II 売上原価							
1 製品売上原価							
(1) 製品期首たな卸高		3,195			8,898		
(2) 当期製品製造原価		64,266			104,059		
合計		67,461			112,958		
(3) 他勘定振替高		1,497			5,931		
(4) 製品廃棄損		68			1,662		
(5) 製品期末たな卸高		8,898			25,439		
製品売上原価		57,134			83,249		
2 商品売上原価							
(1) 商品期首たな卸高		—			—		
(2) 当期商品仕入高		41,570			15,887		
合計		41,570			15,887		
(3) 商品期末たな卸高		—			—		
商品売上原価		41,570	98,705	24.4	15,887	99,136	19.3
売上総利益			306,296	75.6		414,786	80.7
III 販売費及び一般管理費	※1 ※2		562,597	138.9		562,204	109.4
営業損失			256,300	△63.3		147,418	△28.7
IV 営業外収益							
1 受取利息		127			2,885		
2 補助金・助成金収入		5,544			2,255		
3 保険金収入		—			3,004		
4 その他		171	5,843	1.5	553	8,698	1.7
V 営業外費用							
1 支払利息		2,472			1,469		
2 株式交付費		8,298			—		
3 支払手数料		7,380			16,459		
4 為替差損		—			2,212		
5 その他		1,162	19,314	4.8	—	20,142	3.9
経常損失			269,771	△66.6		158,861	△30.9
VI 特別利益							
固定資産売却益	※3	131	131	0.0	—	—	
VII 特別損失							
1 固定資産除却損	※4	333			—		
2 減損損失	※5	62,031	62,365	15.4	19,963	19,963	3.9
税引前当期純損失			332,006	△82.0		178,825	△34.8
法人税、住民税 及び事業税			950	0.2		1,004	0.2
当期純損失			332,956	△82.2		179,829	△35.0

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※2	10,488	15.7	14,349	14.2
II 労務費		34,988	52.3	50,686	50.2
III 経費		21,360	32.0	35,884	35.6
当期総製造費用		66,836	100.0	100,921	100.0
仕掛品期首たな卸高		6,835		8,993	
合計	※3	73,672		109,914	
仕掛品期末たな卸高		8,993		5,855	
他勘定振替高		412		—	
当期製品製造原価		64,266		104,059	

(脚注)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1 原価計算の方法 個別原価計算制度を採用しております。	1 原価計算の方法 同左
※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 6,024千円 消耗品費 6,016千円 減価償却費 3,340千円 リース料 1,951千円	※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 7,626千円 消耗品費 9,014千円 減価償却費 12,324千円 リース料 285千円
※3 他勘定振替高の主なものは広告宣伝費への振替であります。	※3 _____

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成17年12月31日残高(千円)	731,700	677,500	677,500	△1,060,975	△1,060,975
事業年度中の変動額					
新株の発行	790,000	790,000	790,000	—	—
当期純損失	—	—	—	△332,956	△332,956
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	790,000	790,000	790,000	△332,956	△332,956
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	1,467,500	△1,393,932	△1,393,932

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日残高(千円)	348,224	10,391	10,391	358,615
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,580,000	—	—	1,580,000
当期純損失	△332,956	—	—	△332,956
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	47,229	47,229	47,229
事業年度中の変動額合計(千円)	1,247,043	47,229	47,229	1,294,273
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888

当事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500	—	1,467,500	△1,393,932	△1,393,932
事業年度中の変動額						
資本準備金の取崩し	—	△1,393,932	1,393,932	—	—	—
剰余金の処分	—	—	△1,393,932	△1,393,932	1,393,932	1,393,932
当期純損失	—	—	—	—	△179,829	△179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	△1,393,932	—	△1,393,932	1,214,102	1,214,102
平成19年12月31日残高(千円)	1,521,700	73,567	—	73,567	△179,829	△179,829

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩し	—	—	—	—
剰余金の処分	—	—	—	—
当期純損失	△179,829	—	—	△179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	△37,139	△37,139	△37,139
事業年度中の変動額合計 (千円)	△179,829	△37,139	△37,139	△216,968
平成19年12月31日残高(千円)	1,415,438	20,481	20,481	1,435,920

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失		△332,006	△178,825
減価償却費		45,267	48,185
減損損失		62,031	19,963
受取利息		△127	△2,885
支払利息		2,472	1,469
固定資産売却益		△131	—
固定資産除却損		333	—
株式交付費		8,298	—
リース資産減損勘定の取崩		—	△11,436
売上債権の増加額		△17,644	△29,385
たな卸資産の増加額		△5,081	△20,363
仕入債務の減少額		△228	△116
預り金の増加額		38,714	579
前受金の増減額(△は減少)		37,546	△37,142
未払金の増減額(△は減少)		△15,914	26,342
前払費用の増加額		△3,986	△19,718
未収消費税等の増減額(△は増加)		△489	2,153
未払費用の増加額		356	446
長期前払費用の減少額		2,616	15,753
差入保証金の払戻による収入		—	817
差入保証金の払込による支出		—	△1,714
その他		△7,797	△5,997
小計		△177,980	△191,873
利息及び配当金の受取額		127	2,043
利息の支払額		△2,695	△1,442
法人税等の支払額		△950	△1,329
営業活動によるキャッシュ・フロー		△181,498	△192,603

		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の売却による収入		333	—
有形固定資産の取得による支出		△86,183	△59,763
無形固定資産の取得による支出		△533	△6,464
投資活動によるキャッシュ・フロー		△86,383	△66,228
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		△50,000	△50,000
株式の発行による収入		1,571,701	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,521,701	△50,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		80	846
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		1,253,899	△307,984
VI 現金及び現金同等物の期首残高		255,115	1,509,014
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	1,509,014	1,201,029

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(外貨建其他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)	有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 製品及び仕掛品 個別法による原価法 (2) 原材料 先入先出法による原価法 (3) 貯蔵品 総平均法による原価法	(1) 製品及び仕掛品 同左 (2) 原材料 同左 (3) 貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8～10年 機械及び装置 2～11年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年で償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	—
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)
8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより税引前当期純損失は、62,031千円増加しております。なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の減価償却累計額の科目に含めて一括して表示しております。	—————
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,652,888千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—————
(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	—————
	(固定資産の減価償却方法) 当事業年度から、法人税法の改正(「所得税法の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 法令第83号」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
—	(貸借対照表) 当事業年度から、「前受金」(当事業年度404千円)は、重要性がなくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)
※1 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。	※1 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
※1	販売費に属する費目の割合は2.5%、一般管理費に属する費用の割合は97.5%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 307,658千円 役員報酬 73,400千円 支払手数料 50,980千円 給料手当 48,265千円 減価償却費 1,870千円	※1	販売費に属する費目の割合は3.5%、一般管理費に属する費用の割合は96.5%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 256,038千円 役員報酬 89,295千円 支払手数料 67,155千円 給料手当 52,214千円 旅費交通費 23,628千円 減価償却費 2,136千円
※2	一般管理費に含まれる研究開発費は307,658千円であります。	※2	一般管理費に含まれる研究開発費は256,038千円であります。
※3	固定資産売却益の内容は以下のとおりであります。 機械及び装置 131千円	※3	―――
※4	固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。 建物付属設備 129千円 機械及び装置 204千円 合計 333千円	※4	―――
※5	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。	※5	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町五丁目 神戸国際ビジネスセンター(KIBC)	創薬事業	建物付属設備 工具器具備品 (リース資産を含む) ソフトウェア 特許実施権
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物付属設備 機械及び装置 工具器具備品
札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具器具備品

当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。
創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額62,031千円を減損損失として特別損失に計上しております。
その内訳は、建物付属設備22,529千円、機械及び装置66千円、工具器具備品(リース資産を含む)37,806千円、特許実施権1,628千円であります。

 | 場所 | 用途 | 種類 | |--|------|------------------| | 神戸市中央区港島南町一丁目
神戸バイオメディカル創造センター(BMA) | 創薬事業 | 工具器具備品 | | 神戸市中央区港島南町六丁目
神戸健康産業開発センター(HI-DEC) | 創薬事業 | 建物付属設備
工具器具備品 | | 大阪府堺市
(大阪府立大学内) | 創薬事業 | 機械及び装置 | | 札幌市北区
(北海道大学内) | 創薬事業 | 工具器具備品 | 当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額19,963千円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、建物付属設備622千円、機械及び装置1,537千円、工具器具備品17,803千円であります。 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	28,690	15,800	—	44,490
合計	28,690	15,800	—	44,490

(注) 普通株式の増加の内訳は、次の通りであります。

平成18年1月27日 第三者割当増資による新株発行 6,600株

平成18年3月7日 第三者割当増資による新株発行 9,200株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	44,490	—	—	44,490
合計	44,490	—	—	44,490

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在)
現金及び預金 1,509,014千円	現金及び預金 1,201,029千円
現金及び現金同等物 1,509,014千円	現金及び現金同等物 1,201,029千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																														
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																														
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額 相当額 (千円)</td><td>減損損失 累計額 相当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>80,430</td><td>39,900</td><td>35,261</td><td>5,268</td></tr><tr><td>合計</td><td>80,430</td><td>39,900</td><td>35,261</td><td>5,268</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	80,430	39,900	35,261	5,268	合計	80,430	39,900	35,261	5,268	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額 相当額 (千円)</td><td>減損損失 累計額 相当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>65,140</td><td>26,562</td><td>35,261</td><td>3,316</td></tr><tr><td>合計</td><td>65,140</td><td>26,562</td><td>35,261</td><td>3,316</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316	合計	65,140	26,562	35,261	3,316
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																											
工具器具備品	80,430	39,900	35,261	5,268																											
合計	80,430	39,900	35,261	5,268																											
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																											
工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316																											
合計	65,140	26,562	35,261	3,316																											
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内13,144千円 1年超27,385千円 合計40,529千円 リース資産減損勘定の残高35,261千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内12,520千円 1年超13,993千円 合計26,514千円 リース資産減損勘定の残高23,825千円																														
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料18,046千円 減価償却費相当額15,766千円 支払利息相当額1,466千円 減損損失35,261千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料13,144千円 リース資産減損勘定の取崩額11,436千円 減価償却費相当額1,591千円 支払利息相当額121千円 減損損失一千円																														
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定 額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																														
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左																														

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年12月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	105,871	202,938	97,066
	小計	105,871	202,938	97,066
合計		105,871	202,938	97,066

当事業年度(平成19年12月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	105,871	140,375	34,503
	小計	105,871	140,375	34,503
合計		105,871	140,375	34,503

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第1回①	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注)2	取締役 6名 従業員 17名(注)6
ストック・オプション の数	普通株式 40株(注)1、3	普通株式 60株(注)3	普通株式 300株(注)5、6
付与日	平成15年9月12日	平成15年9月12日	平成16年6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 被割当者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成15年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成18年6月21日 至 平成26年6月14日
権利行使価格	5,000円 (注)4	5,000円 (注)4	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社取締役1名は、当該新株予約権を40株放棄し、新株発行予定数は40株失効しております。

2 付与対象者である当社社外協力者1名は、その後、当社社外取締役に就任しております。

3 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

5 付与対象者である当社取締役のうち4名は、付与された全ての新株予約権各5株(合計20株)を放棄し、また、当社取締役1名(平成19年3月29日に退任)は付与された一部の新株予約権5株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。

6 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権15株を放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②
付与対象者の 区分及び数	監査役 1名 社外協力者 2名	従業員 6名 (注) 1, 2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 105株	普通株式 150株 (注) 2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年6月21日 至 平成26年6月14日	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日
権利行使価格	50,000円	50,000円	50,000円

(注) 1. 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2. 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権を60株放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成17年 ストック・オプション 第6回
付与対象者の 区分及び数	従業員 3名	従業員 5名(注) 1	従業員 3名
ストック・オプション の数	普通株式 60株	普通株式 100株(注) 1	普通株式 80株(注) 2
付与日	平成17年1月25日	平成17年4月1日	平成17年9月26日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成19年9月26日 至 平成27年9月21日
権利行使価格	100,000円	100,000円	150,000円

(注) 1. 付与対象者である当社従業員1名は、退職により1名減少し、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

2. 付与対象者である当社従業員3名は、当該新株予約権を80株放棄し、その結果、新株発行予定数は80株失効しております。

	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
付与対象者の 区分及び数	従業員 8名	従業員 2名(注)	従業員 1名
ストック・オプション の数	普通株式 180株	普通株式 190株	普通株式 40株
付与日	平成18年4月3日	平成18年7月18日	平成18年10月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注) 付与対象者である従業員1名は、その後、当社取締役役に就任しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回①	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②
権利確定前(株)				
前事業年度末	40	60	300	105
付与	—	—	—	—
失効・消却	40	—	40	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	60	260	105
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利確定前(株)				
前事業年度末	90	160	60	100
付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	20
権利確定	—	—	—	—
未確定残	90	160	60	80
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利確定前(株)				
前事業年度末	80	—	—	—
付与	—	180	190	40
失効・消却	80	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	180	190	40
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

b 単価情報

(単位：千円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回①	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②
権利行使価格(注)	5	5	50	50
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(注) 株式分割後の権利行使価格を記載しております。

(単位：千円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利行使価格	50	50	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

c 本源的価値情報

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格	—	100
自社株式の評価単価	—	100
本源的価値	—	—
本源的価値の合計額	—	—

(注) 1 本源的価値情報は、平成18年に交付したストック・オプションのうち、当事業年度末時点で権利未確定のもの(230株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成18年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(2) 自社株式の評価単価の算定方法

① 使用した評価技法

割引現在価値法(DCF)法

② 主な基礎数値及び見積方法

当社株式は、非上場株式であり取引相場等は存在していないことから、一般的な業績評価方法であるDCF法を採用して企業評価を実施しました。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 財務諸表への影響額

これによる損益への影響はありません。

当事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

(1) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第1回①	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名 (注) 1	社外協力者 3名 (注) 2	取締役 6名 従業員 17名 (注) 6
ストック・オプション の数	普通株式 40株 (注) 1、3	普通株式 60株 (注) 3	普通株式 300株 (注) 5、6
付与日	平成15年 9 月12日	平成15年 9 月12日	平成16年 6 月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 被割当者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年 9 月12日 至 平成25年 9 月 8 日	自 平成15年 9 月12日 至 平成25年 9 月 8 日	自 平成18年 6 月21日 至 平成26年 6 月14日
権利行使価格	5,000円 (注) 4	5,000円 (注) 4	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社取締役 1 名は、当該新株予約権を40株放棄し、新株発行予定数は40株失効しております。

2 付与対象者である当社社外協力者 1 名は、その後、当社社外取締役に就任しております。

3 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

5 付与対象者である当社取締役のうち 4 名は、付与された全ての新株予約権各 5 株 (合計20株) を放棄し、また、当社取締役 1 名 (平成19年 3 月29日に退任) は付与された一部の新株予約権 5 株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。

6 付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、これに伴い新株予約権15株を放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②
付与対象者の 区分及び数	監査役 1名 社外協力者 2名	従業員 6名 (注) 1, 2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 105株	普通株式 150株 (注) 2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年6月21日 至 平成26年6月14日	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日
権利行使価格	50,000円	50,000円	50,000円

(注) 1 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2 付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、これに伴い新株予約権を60株放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成17年 ストック・オプション 第6回
付与対象者の 区分及び数	従業員 3名	従業員 5名(注) 1	従業員 3名
ストック・オプション の数	普通株式 60株	普通株式 100株(注) 1	普通株式 80株(注) 2
付与日	平成17年1月25日	平成17年4月1日	平成17年9月26日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成19年9月26日 至 平成27年9月21日
権利行使価格	100,000円	100,000円	150,000円

(注) 1 付与対象者である当社従業員1名は、退職により1名減少し、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

2 付与対象者である当社従業員3名は、当該新株予約権を80株放棄し、その結果、新株発行予定数は80株失効しております。

	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
付与対象者の 区分及び数	従業員 8名	従業員 2名(注) 1	従業員 1名
ストック・オプション の数	普通株式 180株	普通株式 190株	普通株式 40株
付与日	平成18年4月3日	平成18年7月18日	平成18年10月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注) 2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注) 1 付与対象者である従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

- 2 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の 区分及び数	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名	取締役 1名 従業員 4名
ストック・オプション の数	普通株式 50株	普通株式 980株	普通株式 390株
付与日	平成19年1月4日	平成19年4月16日	平成19年7月17日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日	自 平成22年7月17日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回①	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	60	260	105
付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	60	260	105
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利確定前(株)				
前事業年度末	90	160	60	80
付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	90	160	60	80
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	180	190	40
付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	180	190	40
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株)			
前事業年度末 付与	— 50	— 980	— 390
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	50	980	390
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効・消却	—	—	—
未行使残	—	—	—

b 単価情報

(単位：千円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回①	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②
権利行使価格(注)	5	5	50	50
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(注) 株式分割後の権利行使価格を記載しております。

(単位：千円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利行使価格	50	50	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：千円)

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—

c 本源的価値情報

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格	—	100
自社株式の評価単価	—	100
本源的価値	—	—
本源的価値の合計額	—	—

(注) 1 本源的価値情報は、会社法施行日以後に付与したストック・オプションのうち、当事業年度末時点で権利未確定のもの(1,650株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成19年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(2) 自社株式の評価単価の算定方法

① 使用した評価技法

割引現在価値法(DCF)法

② 主な基礎数値及び見積方法

当社株式は、付与時点においては非上場株式であり取引相場等は存在していないことから、一般的な業績評価方法であるDCF法を採用して企業評価を実施しました。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																																								
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>研究開発費損金算入超過額</td><td>4,681千円</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>23,729</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>1,949</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>537,105</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>567,465</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△567,465</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>39,445</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>39,445</td></tr> <tr> <td>差引：繰延税金負債の純額</td><td>39,445</td></tr> </table>	研究開発費損金算入超過額	4,681千円	減損損失	23,729	未払事業税	1,949	繰越欠損金	537,105	繰延税金資産小計	567,465	評価性引当額	△567,465	繰延税金資産合計	—	その他有価証券評価差額金	39,445	繰延税金負債合計	39,445	差引：繰延税金負債の純額	39,445	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>研究開発費損金算入超過額</td><td>4,544千円</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>24,197</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>604,905</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,053</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>634,700</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△634,700</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>14,021</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>14,021</td></tr> <tr> <td>差引：繰延税金負債の純額</td><td>14,021</td></tr> </table>	研究開発費損金算入超過額	4,544千円	減損損失	24,197	繰越欠損金	604,905	その他	1,053	繰延税金資産小計	634,700	評価性引当額	△634,700	繰延税金資産合計	—	その他有価証券評価差額金	14,021	繰延税金負債合計	14,021	差引：繰延税金負債の純額	14,021
研究開発費損金算入超過額	4,681千円																																								
減損損失	23,729																																								
未払事業税	1,949																																								
繰越欠損金	537,105																																								
繰延税金資産小計	567,465																																								
評価性引当額	△567,465																																								
繰延税金資産合計	—																																								
その他有価証券評価差額金	39,445																																								
繰延税金負債合計	39,445																																								
差引：繰延税金負債の純額	39,445																																								
研究開発費損金算入超過額	4,544千円																																								
減損損失	24,197																																								
繰越欠損金	604,905																																								
その他	1,053																																								
繰延税金資産小計	634,700																																								
評価性引当額	△634,700																																								
繰延税金資産合計	—																																								
その他有価証券評価差額金	14,021																																								
繰延税金負債合計	14,021																																								
差引：繰延税金負債の純額	14,021																																								
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左																																								

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1 株当たり純資産額	37,151円91銭	32,275円11銭
1 株当たり当期純損失金額	7,856円17銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載していません。	4,042円02銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載していません。

(注) 1 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成18年12月31日)	当事業年度末 (平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,652,888	1,435,920
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,652,888	1,435,920
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	44,490	44,490

2 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
損益計算書上の当期純損失(千円)	332,956	179,829
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	332,956	179,829
普通株式の期中平均株式数(株)	42,381	44,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権10種類 (新株予約権の数 1,171個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株 式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記載の とおりです。	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,591個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株 式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記載の とおりです。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	平成20年2月20日及び平成20年3月4日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成20年3月24日に払込が完了いたしました。 この結果、資本金は1,961,920千円、発行済株式総数は53,190株となっております。 ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) ② 発行する株式の種類 : 普通株式 8,700株及び数 ③ 発行価格 : 1株につき 110,000円 一般募集はこの価格にて行いました。 ④ 引受価額 : 1株につき 101,200円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 ⑤ 払込金額 : 1株につき 85,000円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成20年3月4日開催の取締役会において決定された金額であります。 ⑥ 資本組入額 : 1株につき 50,600円 ⑦ 発行価額の総額 : 739,500千円 ⑧ 資本組入額の総額 : 440,220千円 ⑨ 払込金額の総額 : 880,440千円 ⑩ 払込期日 : 平成20年3月24日 ⑪ 資金の用途 : 設備投資および運転資金

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	その他有価証券	クリスタルゲノミクス社	111,000	140,375
計			111,000	140,375

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資產等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物付属設備	58,502	1,588	—	60,091	49,198	3,440 (622)	10,893
機械及び装置	13,656	4,938	—	18,594	15,250	3,453 (1,537)	3,344
工具器具備品	146,174	53,236	—	199,410	129,531	60,422 (17,803)	69,879
有形固定資産計	218,333	59,763	—	278,097	193,979	67,316 (19,963)	84,117
無形固定資産							
商標権	950	—	—	950	269	95	680
ソフトウェア	2,307	584	—	2,892	2,125	737	766
電話加入権	131	—	—	131	—	—	131
ソフトウェア仮勘定	—	5,880	—	5,880	—	—	5,880
無形固定資産計	7,007	6,464	—	13,472	6,013	832	7,458
長期前払費用	46,106	—	—	46,106	15,754	15,754	30,353

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	マイクロプレート用分注装置	2台	21,800千円
--------	---------------	----	----------

HI-DECラボ有機合成用機器	20,723千円
-----------------	----------

2 「当期償却額」のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。また、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	50,000	25,000	2.0	平成20年8月1日
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	25,000	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	75,000	25,000	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	5,101
預金	
普通預金	1,195,928
預金計	1,201,029
合計	1,201,029

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
クリスタルゲノミクス社	10,000
Caliper Life Sciences, Inc.	7,110
エーザイ株式会社	6,896
アスビオファーマ株式会社	5,250
C. N. I. O	5,041
松本薬品株式会社	4,457
その他	24,948
計	63,704

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
34,319	441,607	412,222	63,704	86.6	40.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 製品

区分	金額(千円)
研究用試薬(タンパク質)	25,439
計	25,439

d 原材料

区分	金額(千円)
試薬	12,325
計	12,325

e 仕掛品

区分	金額(千円)
評価試験用キット	4
評価試験	1,286
研究用試薬(タンパク質)	4,564
計	5,855

f 貯蔵品

区分	金額(千円)
実験用消耗品	2,849
計	2,849

② 負債の部

該当事項はありません。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.carnabio.com/japanese/ir/notification.html
株主に対する特典	なし

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成20年2月20日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年3月5日及び平成20年3月13日近畿財務局長に提出。

平成20年2月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 2 月13日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	西	清	印
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	嘉	之	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用されることとなったため、この会計基準を適用し財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 3 月28日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	西	清	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺	田	勝	基	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	嘉	之	Ⓔ
----------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年2月20日及び平成20年3月4日開催の取締役会決議に基づき、平成20年3月24日を払込期日とする公募増資を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。